

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年7月26日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菱田 賀夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	上坪 直樹
【電話番号】	03-6453-3610
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	S M T M I R A I n d e x 総合
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （1）【ファンドの名称】

SMT MIRAI n d e x 総合

### （2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （3）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### （4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（　）とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

### （5）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜 3.0%）（　）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

確定拠出年金法第8条第1項に規定する事業主による資産管理契約締結の相手方からの取得申込み及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会（同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。）からの取得申込み（以下「確定拠出年金によるお申込み」といいます。）は、申込手数料を無料とします。

### （6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社

の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は1円以上1円単位です。また、確定拠出年金によるお申込みについては1円以上1円単位とします。

#### ( 7 ) 【申込期間】

2023年 7月27日から2024年 1月26日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

#### ( 8 ) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

#### ( 9 ) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

#### ( 10 ) 【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

#### ( 11 ) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### ( 12 ) 【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

## &lt;受益権の取得申込みの方法&gt;

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

## &lt;申込みコース&gt;

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

## &lt;受益権の取得申込みの受付の中止等&gt;

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

## &lt;受付不可日&gt;

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<信託金限度額>

上限 1,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

**商品分類表**

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
追加型	海外	債券	M R F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ( )		
		資産複合		

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型

株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり( )	日経225 TOPIX	ブル・ベア型
一般						
大型株	年2回	む)	ンド	なし		
中小型株						
債券	年4回	日本	ファン ド・オ ブ・ファ ンズ		その他( )	条件付運用型
一般	年6回 (隔月)	北米 欧州				ロング・ショート型/ 絶対収益追求型
公債						
社債						
その他債券	年12回 (毎月)	アジア				
クレジット属性 ( )	日々	オセアニア				その他( )
不動産投信	その他( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージン グ				
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))						
資産複合 ( )						
資産配分 固定型						
資産配分 変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

(1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われ

ないファンドをいう。

- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### [ 投資対象地域による区分 ]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 投資対象資産(収益の源泉)による区分 ]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [ 補足分類 ]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

#### [ 投資対象資産による属性区分 ]

(1) 株式

一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[ 決算頻度による属性区分 ]

(1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

(1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨

の記載があるものをいう。

- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 投資形態による属性区分 ]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### [ 特殊型 ]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦

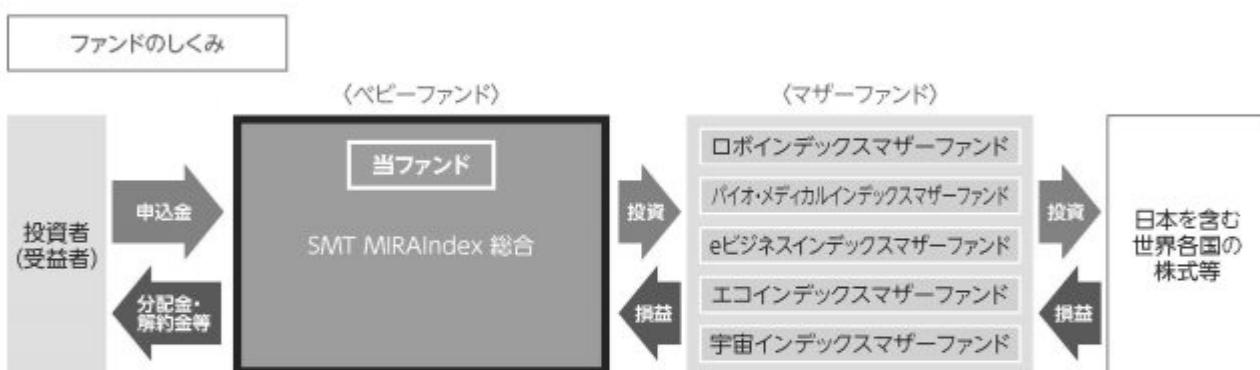
略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

#### < ファンドの特色 >

**1.** 日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している株式(預託証券(DR)を含みます。)を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- 株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。



※以下のマザーファンドを投資対象ファンドとします。

マザーファンド	インデックス
ロボインデックスマザーファンド	FactSet Global Robotics & Automation Index(税引後配当込み、円換算ベース)
バイオ・メディカルインデックスマザーファンド	FactSet Global Biopharm & MedTech Index(税引後配当込み、円換算ベース)
eビジネスインデックスマザーファンド	FactSet Global e-Business Index(税引後配当込み、円換算ベース)
エコインデックスマザーファンド	FactSet Global Environmental Opportunities Index(税引後配当込み、円換算ベース)
宇宙インデックスマザーファンド	FactSet Global Space Economy Index(税引後配当込み、円換算ベース)

\* 1 : 各マザーファンドの運用においては、上記のインデックスに連動する投資成果を目指します。

\* 2 : 各インデックスに関する商標、著作権等の知的財産権、数値の算出、利用などその他一切の権利はそれぞれのインデックスの開発元もしくは公表示元に帰属します。詳しくは下記をご覧ください。

ロボインデックスマザーファンド:「FactSet Global Robotics & Automation Index(税引後配当込み、円換算ベース)」

FactSet Global Robotics & Automation Indexとは、当社がFactSet UK Limitedと共同開発したスマートベータ指数<sup>(1)</sup>で、世界のロボット関連企業<sup>(2)</sup>の中から総資産に占める売上総利益の割合(売上総利益÷総資産)の原則上位50銘柄で構成される指標です。「税引後配当込み」指標は、税引後の配当収益を考慮して算出した指標です。「円換算ベース」は、米ドルベース指標をもとに当社が独自に円換算した指標です。

・構成銘柄の入替えは年1回、ウェイトのリバランスは年2回行います。

・構成銘柄のウェイトは浮動株調整後の時価総額基準とし、リバランス時の1銘柄のウェイトは最大5%とします。

※1 スマートベータ指数とは、個別銘柄の株価の単純平均結果又は時価総額による加重平均結果に基づく従来から存在する指標とは異なり、個別銘柄の株価や財務指標に関する分析結果等、指標の構成銘柄や構成比率の決定時に個別銘柄に関する特定の要素を勘案したうえで算出される指標をいいます。このため、スマートベータ指数は必ずしも市場全体の平均や値動きを示す指標ではありません。(以下同じ。)

※2 ロボット関連企業とは、売上の50%超がロボット関連事業(オートメーション関連事業を含みます。)から得ている企業をいいます。

FactSet UK Limited及びその関連会社(以下「FactSet」)は、当ファンドの支援、保証、販売もしくは販売促進をしているわけではありません。FactSetは、明示又は黙示を問わず、当ファンドの保有者もしくはいかなる一般人に対して、株式全般又は特に当ファンドへの投資の妥当性、もしくは全般的な株式市場のパフォーマンスを追跡する当インデックスの能力に関して、一切の表明もしくは保証をしているものではありません。FactSetは当インデックスの決定、構成、又は計算において、当社もしくは当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。FactSetと当社との間にある唯一の関係は、当社又は当ファンドに関係なくFactSetによって決定・構成・計算される当インデックスもしくはFactSetの特定の商標及び商標名のライセンス供与です。FactSetは、当ファンドの価格もしくは金額の決定、新規設定又は販売のタイミングの決定、又は換金される計算式の決定に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。FactSetは、インデックスの運営、マーケティング又は取引に関連する義務又は責任を負いません。

FactSetは、FactSet Global Robotics & Automation Indexの正確性及び、又は完全性を保証するものではありません。また、その中に含まれるデータ及びインデックス使用許諾者は、いかなる誤り、欠落又は中断について責任を負うものではありません。FactSetは、インデックスの使用許諾者、当ファンドの所有者、又は当インデックス又はそれに含まれるすべてのデータの使用に起因する他の人物又は組織によって得られる結果について、明示的又は黙示的に保証されるものではありません。FactSetは、明示的又は黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックス又はそれに含まれるすべてのデータの商品性、特定の目的又は使用への適合性について、一切の保証を明示的に否認します。これに限定されず、FactSetは、たとえそのような損害の可能性について知らされていたとしても、特別損害、懲罰的損害、間接的損害又は派生的損害(逸失利益を含む)に対する責任を一切負うものではありません。

バイオ・メディカルインデックスマザーファンド:「FactSet Global Biopharm & MedTech Index(税引後配当込み、円換算ベース)」

FactSet Global Biopharm & MedTech Indexとは、当社がFactSet UK Limitedと共同開発したスマートベータ指数で、世界のバイオ・メディカル関連企業<sup>(3)</sup>の中から総資産に占める売上総利益の割合(売上総利益÷総資産)の原則上位50銘柄で構成される指標です。

「税引後配当込み」指標は、税引後の配当収益を考慮して算出した指標です。「円換算ベース」は、米ドルベース指標をもとに当社が独自に円換算した指標です。

・構成銘柄の入替えは年1回、ウェイトのリバランスは年2回行います。

・構成銘柄のウェイトは浮動株調整後の時価総額基準とし、リバランス時の1銘柄のウェイトは最大5%とします。

※3 バイオ・メディカル関連企業とは、売上の50%超がバイオ・メディカル(主としてバイオテクノロジー、医薬品、医療機器)関連事業から得ている企業をいいます。

FactSet UK Limited及びその関連会社(以下「FactSet」)は、当ファンドの支援、保証、販売もしくは販売促進をしているわけではありません。FactSetは、明示又は黙示を問わず、当ファンドの保有者もしくはいかなる一般人に対して、株式全般又は特に当ファンドへの投資の妥当性、もしくは全般的な株式市場のパフォーマンスを追跡する当インデックスの能力に関して、一切の表明もしくは保証をしているものではありません。FactSetは当インデックスの決定、構成、又は計算において、当社もしくは当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。FactSetと当社との間にある唯一の関係は、当社又は当ファンドに関係なくFactSetによって決定・構成・計算される当インデックスもしくはFactSetの特定の商標及び商標名のライセンス供与です。FactSetは、当ファンドの価格もしくは金額の決定、新規設定又は販売のタイミングの決定、又は換金される計算式の決定に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。FactSetは、インデックスの運営、マーケティング又は取引に関連する義務又は責任を負いません。

FactSetは、FactSet Global Biopharm & MedTech Indexの正確性及び、又は完全性を保証するものではありません。また、その中に含まれるデータ及びインデックス使用許諾者は、いかなる誤り、欠落又は中断について責任を負うものではありません。FactSetは、インデックスの使用許諾者、当ファンドの所有者、又は当インデックス又はそれに含まれるすべてのデータの使用に起因する他の人物又は組織によって得られる結果について、明示的又は黙示的に保証されるものではありません。FactSetは、明示的又は黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックス又はそれに含まれるすべてのデータの商品性、特定の目的又は使用への適合性について、一切の保証を明示的に否認します。これに限定されず、FactSetは、たとえそのような損害の可能性について知らされていたとしても、特別損害、懲罰的損害、間接的損害又は派生的損害(逸失利益を含む)に対する責任を一切負うものではありません。

**eビジネスインデックスマザーファンド：「FactSet Global e-Business Index(税引後配当込み、円換算ベース)」**

FactSet Global e-Business Indexとは、当社がFactSet UK Limitedと共同開発したスマートベータ指標で、世界のeビジネス関連企業<sup>\*\*</sup>の中から総資産に占める売上総利益の割合(売上総利益÷総資産)の原則上位50銘柄で構成される指標です。

「税引後配当込み」指標は、税引後の配当収益を考慮して算出した指標です。「円換算ベース」は、米ドルベース指標をもとに当社が独自に円換算した指標です。

・構成銘柄の入替えは年1回、ウェイトのリバランスは年2回行います。

・構成銘柄のウェイトは浮動株調整後の時価総額基準とし、リバランス時の1銘柄のウェイトは最大5%とします。

\*4 eビジネス関連企業とは、売上の50%超がeビジネス(インターネット技術を取り込んだビジネスモデルのことを言い、主として電子商取引(EC)関連事業から得ている企業を言います。

FactSet UK Limited及びその関連会社(以下「FactSet」)は、当ファンドの支援、保証、販売もしくは販売促進をしているわけではありません。FactSetは、明示又は黙示を問わず、当ファンドの保有者もしくはいかなる一般人に対して、株式全般又は特に当ファンドへの投資の妥当性、もしくは全般的な株式市場のパフォーマンスを追跡する当インデックスの能力に関して、一切の表明もしくは保証をしているものではありません。FactSetは当インデックスの決定・構成、又は計算において、当社もしくは当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。FactSetと当社との間にある唯一の関係は、当社又は当ファンドに関係なくFactSetによって決定・構成・計算される当インデックスもしくはFactSetの特定の商標及び商標名のライセンス供与です。FactSetは、当ファンドの価格もしくは金額の決定、新規設定又は販売のタイミングの決定、又は換金される計算式の決定に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。FactSetは、インデックスの運営、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を負いません。

FactSetは、FactSet Global e-Business Indexの正確性及び、又は完全性を保証するものではありません。また、その中に含まれるデータ及びインデックス使用許諾者は、いかなる誤り、欠落又は中断について責任を負うものではありません。FactSetは、インデックスの使用許諾者、当ファンドの所有者、又は当インデックス又はそれに含まれるすべてのデータの使用に起因する他の人物又は組織によって得られる結果について、明示的又は黙示的に保証されるものではありません。FactSetは、明示的又は黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックス又はそれに含まれるすべてのデータの商品性、特定の目的又は使用への適合性について、一切の保証を明示的に否認します。これに限定されず、FactSetは、たとえそのような損害の可能性について知らされていたとしても、特別損害、懲罰的損害、間接的損害又は派生的損害(逸失利益を含む)に対する責任を一切負うものではありません。

**エコインデックスマザーファンド：「FactSet Global Environmental Opportunities Index(税引後配当込み、円換算ベース)」**

FactSet Global Environmental Opportunities Indexとは、当社がFactSet UK Limitedと共同開発したスマートベータ指標で、世界の環境関連企業<sup>\*\*</sup>の中から総資産に占める売上総利益の割合(売上総利益÷総資産)の原則上位50銘柄で構成される指標です。

「税引後配当込み」指標は、税引後の配当収益を考慮して算出した指標です。「円換算ベース」は、米ドルベース指標をもとに当社が独自に円換算した指標です。

・構成銘柄の入替えは年1回、ウェイトのリバランスは年2回行います。

・構成銘柄のウェイトは浮動株調整後の時価総額基準とし、リバランス時の1銘柄のウェイトは最大5%とします。

\*5 環境関連企業とは、売上の50%超が環境関連事業から得ている企業を言い、環境のテーマとして「代替・再生可能エネルギー」「省エネルギー」「資源有効活用」「廃棄物処理」「水資源保全」の5つを設定しています。

FactSet UK Limited及びその関連会社(以下「FactSet」)は、当ファンドの支援、保証、販売もしくは販売促進をしているわけではありません。FactSetは、明示又は黙示を問わず、当ファンドの保有者もしくはいかなる一般人に対して、株式全般又は特に当ファンドへの投資の妥当性、もしくは全般的な株式市場のパフォーマンスを追跡する当インデックスの能力に関して、一切の表明もしくは保証をしているものではありません。FactSetは当インデックスの決定・構成、又は計算において、当社もしくは当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。FactSetと当社との間にある唯一の関係は、当社又は当ファンドに関係なくFactSetによって決定・構成・計算される当インデックスもしくはFactSetの特定の商標及び商標名のライセンス供与です。FactSetは、当ファンドの価格もしくは金額の決定、新規設定又は販売のタイミングの決定、又は換金される計算式の決定に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。FactSetは、インデックスの運営、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を負いません。

FactSetは、FactSet Global Environmental Opportunities Indexの正確性及び、又は完全性を保証するものではありません。また、その中に含まれるデータ及びインデックス使用許諾者は、いかなる誤り、欠落又は中断について責任を負うものではありません。FactSetは、インデックスの使用許諾者、当ファンドの所有者、又は当インデックス又はそれに含まれるすべてのデータの使用に起因する他の人物又は組織によって得られる結果について、明示的又は黙示的に保証されるものではありません。FactSetは、明示的又は黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックス又はそれに含まれるすべてのデータの商品性、特定の目的又は使用への適合性について、一切の保証を明示的に否認します。これに限定されず、FactSetは、たとえそのような損害の可能性について知らされていたとしても、特別損害、懲罰的損害、間接的損害又は派生的損害(逸失利益を含む)に対する責任を一切負うものではありません。

### 宇宙インデックスマザーファンド:「FactSet Global Space Economy Index(税引後配当込み、円換算ベース)」

FactSet Global Space Economy Indexとは、当社がFactSet UK Limitedと共同開発したスマートベータ指数で、世界の宇宙関連企業<sup>※6</sup>の中から総資産に占める売上総利益の割合(売上総利益:総資産)の原則上位50銘柄で構成される指標です。  
「税引後配当込み」指標は、税引後の配当収益を考慮して算出した指標です。「円換算ベース」は、米ドルベース指標をもとに当社が独自に円換算した指標です。

- ・構成銘柄の入替えは年1回、ウェイトのリバランスは年2回行います。
  - ・構成銘柄のウェイトは浮動株調整後の時価総額基準とし、リバランス時の1銘柄のウェイトは最大5%とします。
- ※6 宇宙関連企業とは、売上の50%超を宇宙関連設備機器事業及び衛星通信サービス事業から得ている企業、もしくはそれらの企業群等に宇宙関連製品・宇宙関連技術を提供しているサプライヤー企業(売上の25%以上が宇宙関連製品事業及び宇宙関連技術事業から得ている供給業者)のことです。

上記事業においては、直接的に宇宙のみに関係している事業(衛星ビジネス等)に限定しておらず、間接的に宇宙に関係している事業(機械や素材等)や、当該企業の事業分野の中で宇宙への関与が一定程度見られる事業も含まれています。このため、指標構成銘柄は必ずしも宇宙に特化した事業を行っているとは限りません。

FactSet UK Limited及びその関連会社(以下「FactSet」)は、当ファンドの支援、保証、販売もしくは販売促進をしているわけではありません。FactSetは、明示又は黙示を問わず、当ファンドの保有者もしくはいかなる一般人に対して、株式全般又は特に当ファンドへの投資の妥当性、もしくは全般的な株式市場のパフォーマンスを追跡する当インデックスの能力について、一切の表明もしくは保証をしているものではありません。FactSetは当インデックスの決定、構成、又は計算において、当社もしくは当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。FactSetと当社との間にある唯一の関係は、当社又は当ファンドに関係なくFactSetによって決定・構成・計算される当インデックスもしくはFactSetの特定の商標及び商標名のライセンス供与です。FactSetは、当ファンドの価格もしくは金額の決定、新規設定又は販売のタイミングの決定、又は換金される計算式の決定に関して責任を負わず、またこれに関与したことではありません。FactSetは、インデックスの運営、マーケティング又は取引に関連する義務又は責任を負いません。

FactSetは、FactSet Global Space Economy Indexの正確性及び、又は完全性を保証するものではありません。また、その中に含まれるデータ及びインデックス使用許諾者は、いかなる誤り、欠落又は中断について責任を負うものではありません。FactSetは、インデックスの使用許諾者、当ファンドの所有者、又は当インデックス又はそれに含まれるすべてのデータの使用に起因する他の人物又は組織によって得られる結果について、明示的又は黙示的に保証されるものではありません。FactSetは、明示的又は黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックス又はそれに含まれるすべてのデータの商品性、特定の目的又は使用への適合性について、一切の保証を明示的に否認します。これに限定されず、FactSetは、たとえそのような損害の可能性について知らされていたとしても、特別損害、懲罰的損害、間接的損害又は派生的損害(逸失利益を含む)に対する責任を一切負うものではありません。

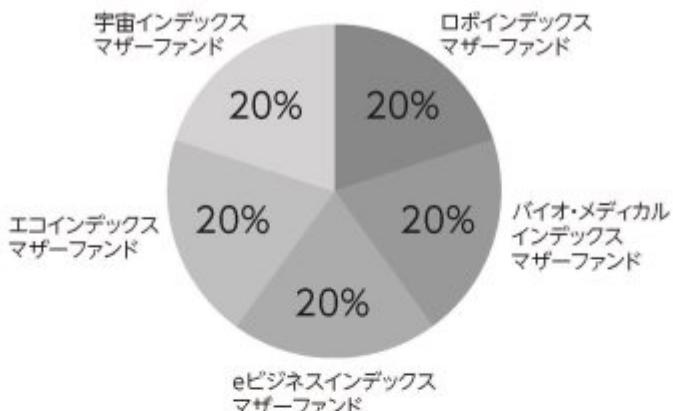
### ？ 預託証券(DR)とは

ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

### ？ ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてペピーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

## 2. 基本配分比率は以下の通りです。



- 投資対象ファンド及び基本配分比率については、主としてテーマの将来性・有効性等に係る定量・定性評価等に基づき、委託会社の判断により見直しを行う場合があります。この際、投資対象ファンドとして定められていたマザーファンドが投資対象ファンドから除外されることや、新たなマザーファンドが投資対象ファンドとして定められることがあります。
- 基本配分比率には一定の変動許容幅を設けます。

### ポートフォリオ構築プロセス

ファンドマネジャーは基本配分比率に基づき、各マザーファンドへ資金を配分し、値動き等によって一定以上乖離した場合は、リバランスを行います。

#### ポートフォリオ構築

ファンドマネジャー

●基本配分比率に従って、各マザーファンドへ資金を配分

#### リバランス実施

ファンドマネジャー

●マザーファンドの配分比率が基本配分比率から一定以上乖離した場合、リバランスを実施

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

#### 分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。  
ただし、分配を行わないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。  
※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

#### 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

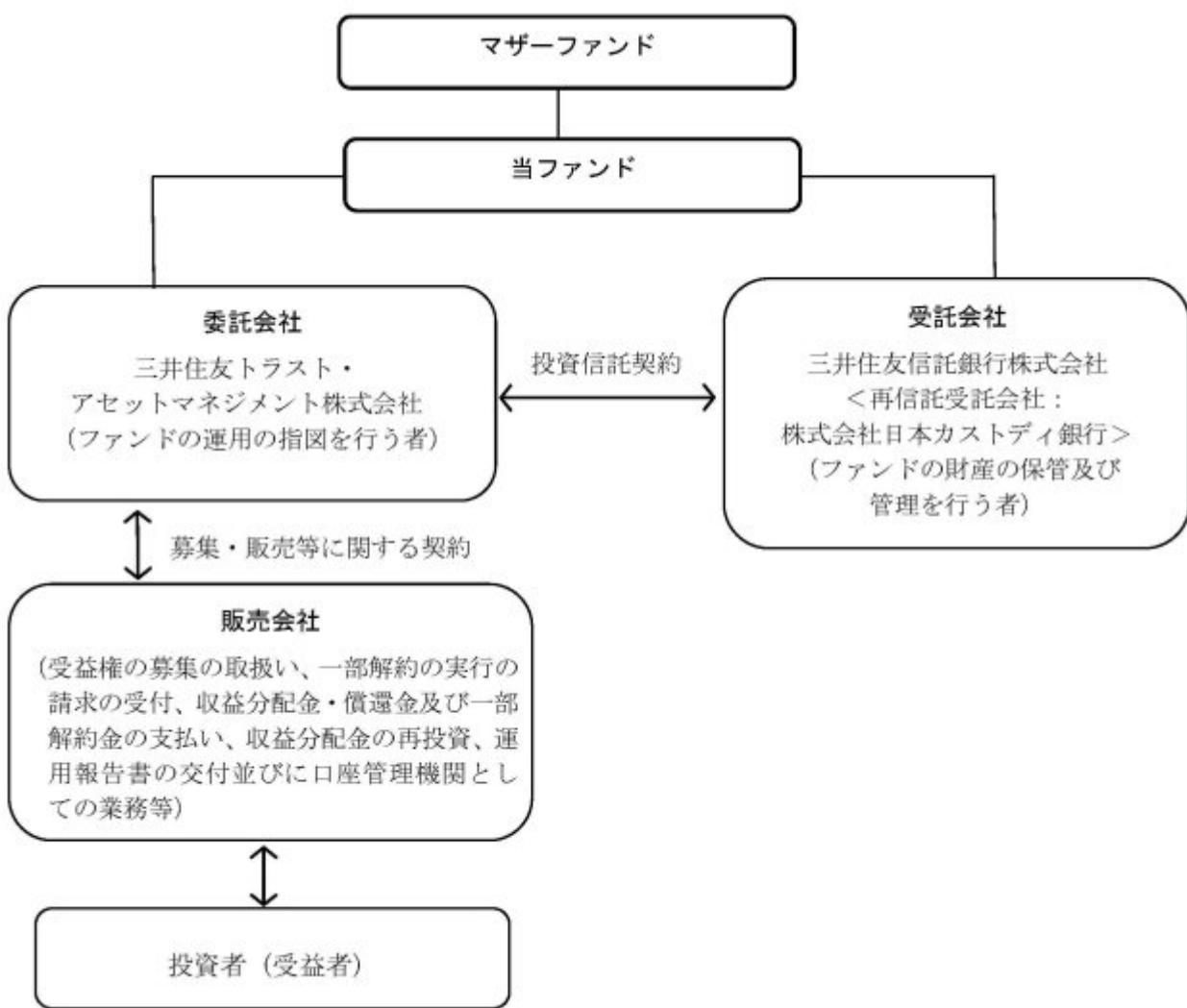
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2022年 4月27日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況（2023年 5月31日現在）

イ．資本金の額：20億円

ロ．委託会社の沿革

- |             |   |
|-------------|---|
| 1986年11月1日： | 住信キャピタルマネジメント株式会社設立                                     |
| 1987年2月20日： | 投資顧問業の登録  |
| 1987年9月9日：  | 投資一任契約に係る業務の認可  |
| 1990年10月1日： | 住信投資顧問株式会社に商号変更   |
| 1999年2月15日： | 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更                                   |
| 1999年3月25日： | 証券投資信託委託業の認可  |
| 2007年9月30日： | 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関<br>東財務局長（金商）第347号）       |
| 2012年4月1日：  | 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラス<br>ト・アセットマネジメント株式会社に商号変更 |

2018年10月1日： 三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

## 八．大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## 投資対象

別に定めるマザーファンド（ ）（以下「投資対象ファンド」という場合があります。）の受益証券を主要投資対象とします。

## 投資態度

イ．投資対象ファンドへの投資を通じて、主として日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。以下同じ。）に投資します。

ロ．投資対象ファンド及び個々の投資対象ファンドの基本配分比率は別に定める通り（ ）とします。また、基本配分比率には一定の変動許容幅を設けます。

ハ．投資対象ファンド及び基本配分比率については、主としてテーマの将来性・有効性等に係る定量・定性評価等に基づき、委託者の判断により見直しを行う場合があります。この際、投資対象ファンドとして定められていたマザーファンドが投資対象ファンドから除外されることや、新たなマザーファンドが投資対象ファンドとして定められることがあります。

二．株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

ホ．実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

ヘ．投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、デリバティブ取引等を活用することができます。このため、有価証券の組入総額とデリバティブ取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ト．資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

上記の別に定めるマザーファンド及び別に定める基本配分比率は以下の通りです。

後記（2）の別に定める親投資信託も同様です。

マザーファンド	基本配分比率
ロボインデックススマザーファンド	20%
バイオ・メディカルインデックススマザーファンド	20%
e ビジネスインデックススマザーファンド	20%
エコインデックススマザーファンド	20%
宇宙インデックススマザーファンド	20%

## （2）【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条及び第24条に定めるものに限ります。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

ロ．次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

### 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下総称して「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの

13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券又は証書、第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第1号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、及び第14号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」とい、第13号の証券及び第14号の証券（「投資法人債券」及び「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

イ. 委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ロ. 上記の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (参考)マザーファンドの概要

##### 「ロボインデックスマザーファンド」の概要

#### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

主として日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している株式に投資し、FactSet Global Robotics & Automation Index（税引後配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

株式への投資割合は、原則として高位を維持します。

組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、デリバティブ取引等を活用することができます。このため、有価証券の組入総額とデリバティブ取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産

総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

### (3) 運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

## 「バイオ・メディカルインデックスマザーファンド」の概要

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している株式に投資し、FactSet Global Biopharm & MedTech Index（税引後配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

株式への投資割合は、原則として高位を維持します。

組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、デリバティブ取引等を活用することができます。このため、有価証券の組入総額とデリバティブ取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

### (3) 運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャヤー、債券等エクスポートジャヤー及びデリバティブ等エクスポートジャヤーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

## 「eビジネスインデックススマザーファンド」の概要

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している株式に投資し、FactSet Global e-Business Index（税引後配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

株式への投資割合は、原則として高位を維持します。

組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、デリバティブ取引等を活用することができます。このため、有価証券の組入総額とデリバティブ取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

#### (3) 運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャヤー、債券等エクスポートジャヤー及びデリバティブ等エクスポートジャヤーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超

えることとなる投資の指図をしません。

## 「エコインデックスマザーファンド」の概要

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している株式に投資し、FactSet Global Environmental Opportunities Index（税引後配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

株式への投資割合は、原則として高位を維持します。

組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、デリバティブ取引等を活用することができます。このため、有価証券の組入総額とデリバティブ取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

#### (3) 運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

## 「宇宙インデックスマザーファンド」の概要

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証券（DR）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

## （2）投資態度

主として日本を含む世界各国の金融商品取引所等に上場している株式に投資し、FactSet Global Space Economy Index（税引後配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

株式への投資割合は、原則として高位を維持します。

組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、デリバティブ取引等を活用することができます。このため、有価証券の組入総額とデリバティブ取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

## （3）運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

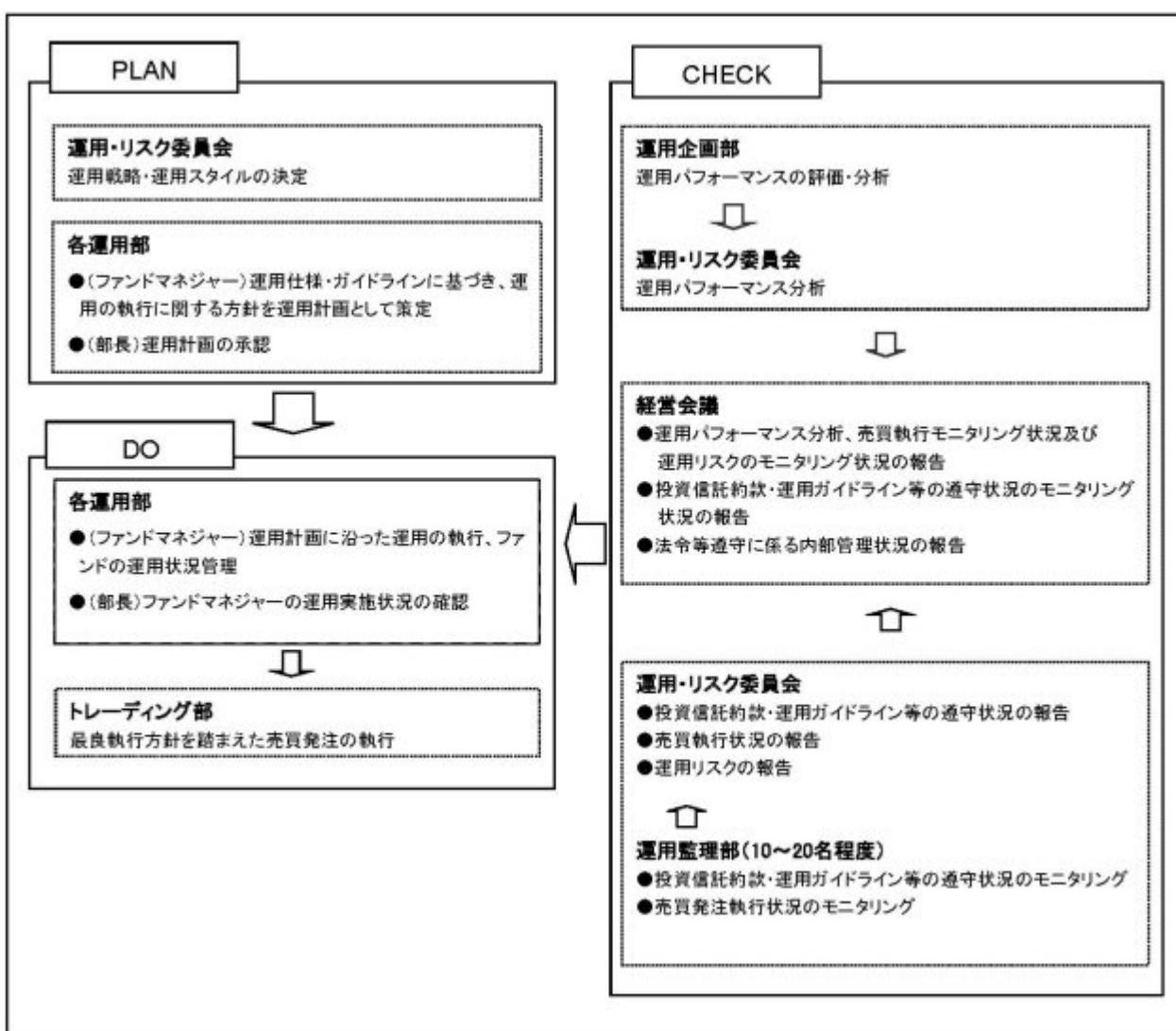
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

## （3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことの目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

#### (4) 【分配方針】

- ・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。  
ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## （5）【投資制限】

<約款に定める投資制限>

### イ．株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

### ロ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

### ハ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### ニ．投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

### ホ．信用取引の指図範囲

(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3.有償増資により取得する株券
- 4.売出しにより取得する株券
- 5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
- 6.投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

### ヘ．先物取引等の運用指図、目的及び範囲

(イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行

うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

- (口) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。
- (ハ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

#### ト. スワップ取引の運用指図、目的及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。
- (ロ) スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (二) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### チ. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。
- (ロ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (二) 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### リ. 有価証券の貸付の指図、目的及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次のa.及びb.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)a.及びb.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付に当たって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ヌ. 公社債の空売りの指図、目的及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は下記ル．の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### ル．公社債の借入れの指図、目的及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行ふものとします。
- (ロ) 上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二) 上記(イ)の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

#### ヲ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ワ．外国為替予約取引の指図、目的及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### カ．資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

#### ヨ．一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクス

ポーボーイ及びデリバティブ等エクスポートの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

タ. デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<関連法令に基づく投資制限>

#### イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

##### 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

##### 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

##### 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### テーマ型運用に係るリスク

ファンドは、特定のテーマに関連する企業の株式を選別して組み入れますので、市場全体の値動きと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

##### 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

#### < その他の留意点 >

同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

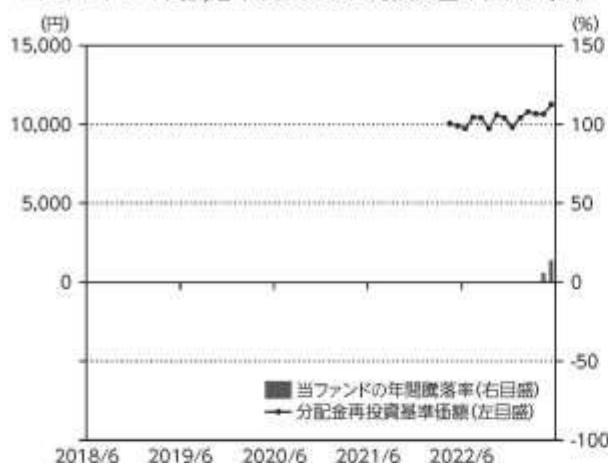
#### (2) リスクの管理体制

##### 委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## [参考情報]

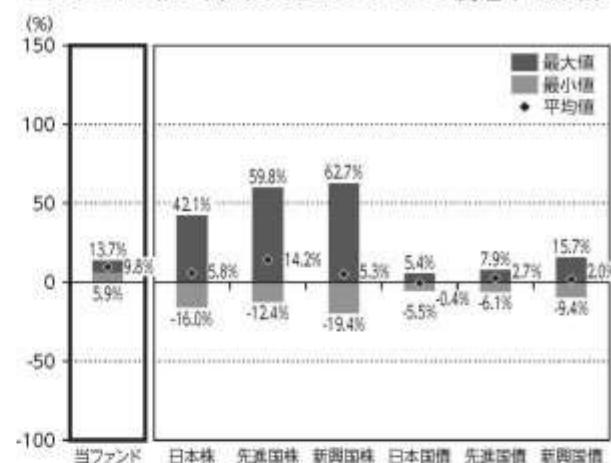
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*当ファンドについては2023年4月～2023年5月の2ヶ月間、他の代表的な資産クラスについては2018年6月～2023年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、当該ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

### 各資産クラスの指標について

日本株 TOPIX(東証株価指数、配当込み)	TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPX新研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての般性を有するマーケット・ベンチマークです。浮動株ベースの株価指数加重方式により算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指標です。同指標の初期値及び同指標に係る構成又は構成は、株式会社JPX新研又は株式会社JPX新研が算出するすべての権利(ソウハウ)及び同指標に係る構成又は構成に係る構成又は構成はJPXが有します。JPXは、同指標の初期値の算出又は公表の許諾、運送又は中止に拘り、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコグサイインデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコグサイインデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す指標指数で、株式種別構成をベースに算出されます。また「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指標です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動向を表す指標指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指標です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリーリサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指標の元の財産権は野村フィデューシャリーリサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリーリサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指標を用いて行われる当社の事業活動やサービスに關して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、オファンドの推奨、販売あるいは拡充促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供の目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は誤植につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・グローバル・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・ブルッジョード・バージニア(円ベース)	本指標は、信頼性が高いとみなす情報を基づき作成されていますが、JP Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は評議を受けて使用しています。JP Morganからの書面による書面請求なしに本指標を複製・使用・譲布することは禁められていません。Copyright 2014, JP Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指標を使用しております。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜 3.0%）（1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

「分配金再投資コース」（2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

確定拠出年金によるお申込みは申込手数料を無料とします。

#### （照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

#### （2）【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時に信託財産留保額（ ）の控除はありません。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

#### （3）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.825%（税抜 0.75%）を乗じて得た額とします（信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.418% （税抜 0.38%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.374% （税抜 0.34%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.033% （税抜 0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（）、先物取引・オプション取引に要する費用（）、組入資産の保管に要する費用（）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンダの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

##### イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税率（内訳）
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（2037年12月31までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

##### ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

##### ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

##### 二．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。ファンダムは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税率（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

#### 個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ．受益者が同一ファンダムの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンダムの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合があるので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

二．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。  
（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

#### 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

#### 確定拠出年金の場合

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンダムの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。

ません。なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2023年5月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

以下は、2023年5月31日現在の状況について記載しております。

### 【S M T M I R A I n d e x 総合】

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	57,297,743	99.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		431,521	0.75
合計(純資産総額)		57,729,264	100.00

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

###### イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ロボインデックススマザーファンド	4,776,631	2.2063	10,538,681	2.6333	12,578,302	21.79
日本	親投資信託受益証券	e ビジネスインデックススマザーファンド	9,925,648	1.0796	10,715,730	1.1469	11,383,725	19.72
日本	親投資信託受益証券	エコインデックススマザーファンド	4,788,008	2.2159	10,609,747	2.3552	11,276,716	19.53
日本	親投資信託受益証券	宇宙インデックススマザーファンド	7,362,636	1.4762	10,869,308	1.5049	11,080,030	19.19
日本	親投資信託受益証券	バイオ・メディカルインデックススマザーファンド	6,985,411	1.5920	11,120,775	1.5717	10,978,970	19.02

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

###### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.25
合計	99.25

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

	純資産総額(円)	1万口当たりの純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2023年 4月26日)	49,174,569	49,174,569	10,565
2022年 5月末日	495,245		9,905
6月末日	487,206		9,744
7月末日	522,380		10,448
8月末日	521,093		10,422
9月末日	486,985		9,740
10月末日	529,761		10,595
11月末日	8,561,820		10,399
12月末日	15,907,758		9,826
2023年 1月末日	20,812,175		10,408
2月末日	38,264,225		10,794
3月末日	44,370,230		10,666
4月末日	53,947,409		10,653
5月末日	57,729,264		11,258

##### 【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2022年 4月27日～2023年 4月26日	0

##### 【收益率の推移】

	期 間	収益率(%)
第1期計算期間	2022年 4月27日～2023年 4月26日	5.7

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2022年 4月27日～2023年 4月26日	46,987,029	441,482	46,545,547

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

#### (参考)

#### 口ボインデックスマザーファンド

#### 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	937,497,553	81.93
	日本	96,451,300	8.43
	台湾	28,844,385	2.52
	オランダ	22,345,226	1.95
	イギリス	18,453,440	1.61
	スイス	14,229,079	1.24
	ケイマン	10,859,861	0.95
	イスラエル	1,022,408	0.09
小計		1,129,703,252	98.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		14,568,340	1.27
合計(純資産総額)		1,144,271,592	100.00

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	12,073,402	1.06

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2,031	33,632.85	68,308,329	56,063.14	113,864,247	9.95
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	4,546	12,222.88	55,565,242	17,508.98	79,595,859	6.96
アメリカ	株式	HUBSPOT INC	ソフトウェア・サービス	1,071	54,908.64	58,807,158	71,335.81	76,400,655	6.68
アメリカ	株式	CADENCE DESIGN SYSTEMS	ソフトウェア・サービス	1,951	28,445.99	55,498,128	32,811.00	64,014,276	5.59
アメリカ	株式	SYNOPSYS INC	ソフトウェア・サービス	983	51,692.53	50,813,763	64,969.28	63,864,811	5.58
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	965	46,589.53	44,958,900	58,313.44	56,272,471	4.92
アメリカ	株式	SPLUNK INC	ソフトウェア・サービス	3,854	12,537.36	48,319,020	13,858.19	53,409,485	4.67
アメリカ	株式	ROCKWELL AUTOMATION INC	資本財	1,183	41,134.31	48,661,890	40,084.63	47,420,127	4.14
アメリカ	株式	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	半導体・半導体製造装置	3,879	12,925.92	50,139,681	11,800.78	45,775,230	4.00
アメリカ	株式	PTC INC	ソフトウェア・サービス	2,464	16,766.80	41,313,418	18,546.08	45,697,544	3.99
アメリカ	株式	GODADDY INC - CLASS A	ソフトウェア・サービス	4,429	10,145.90	44,936,210	10,117.95	44,812,402	3.92
アメリカ	株式	QUALCOMM	半導体・半導体製造装置	2,718	16,290.19	44,276,746	16,213.32	44,067,804	3.85
日本	株式	オムロン	電気機器	4,900	7,346.00	35,995,400	8,425.00	41,282,500	3.61
アメリカ	株式	AUTODESK INC	ソフトウェア・サービス	1,417	27,844.97	39,456,336	27,260.74	38,628,470	3.38
アメリカ	株式	COGNEX CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,788	6,713.15	32,142,577	7,804.75	37,369,176	3.27
日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	8,100	3,205.00	25,960,500	3,050.00	24,705,000	2.16
アメリカ	株式	DROPBOX INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	7,252	2,733.90	19,826,251	3,171.38	22,998,857	2.01
オランダ	株式	ELASTIC NV	ソフトウェア・サービス	2,210	7,704.12	17,026,111	10,110.96	22,345,226	1.95
アメリカ	株式	DOLBY LABORATORIES INC-CL A	ソフトウェア・サービス	1,650	11,314.38	18,668,730	11,329.75	18,694,098	1.63

イギリス	株式	SPECTRIS PLC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,873	6,046.14	17,370,585	6,423.05	18,453,440	1.61
アメリカ	株式	TERADATA CORP	ソフトウェア・サービス	2,599	5,273.52	13,705,884	6,613.91	17,189,569	1.50
日本	株式	横河電機	電気機器	6,300	2,085.00	13,135,500	2,632.00	16,581,600	1.45
アメリカ	株式	CONCENTRIX CORP	商業・専門サービス	1,245	17,423.72	21,692,541	12,340.29	15,363,665	1.34
台湾	株式	GLOBAL UNICHIP CORP	半導体・半導体製造装置	2,200	4,835.72	10,638,584	6,797.38	14,954,236	1.31
アメリカ	株式	ALTAIR ENGINEERING INC - A	ソフトウェア・サービス	1,376	9,300.29	12,797,207	10,561.02	14,531,965	1.27
ケイマン	株式	AMBARELLA INC	半導体・半導体製造装置	948	10,924.42	10,356,354	11,455.54	10,859,861	0.95
スイス	株式	INFICON HOLDING AG-REG	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	66	134,095.39	8,850,296	156,778.95	10,347,411	0.90
日本	株式	日本オラクル	情報・通信業	900	8,990.00	8,091,000	10,680.00	9,612,000	0.84
アメリカ	株式	ALTERYX INC - CLASS A	ソフトウェア・サービス	1,745	7,975.27	13,916,857	5,164.50	9,012,055	0.79
アメリカ	株式	PEGASYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	1,218	6,428.02	7,829,331	6,682.40	8,139,168	0.71

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### 口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 ( % )	
株式	国内	電気機器	5.06	
		精密機器	0.37	
		情報・通信業	0.84	
		卸売業	2.16	
	外国	資本財	4.48	
		商業・専門サービス	1.34	
		耐久消費財・アパレル	0.39	
		メディア・娯楽	0.17	
		ソフトウェア・サービス	48.93	
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.91	
半導体・半導体製造装置			29.07	
			小計 98.73	
合計			98.73	

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なものの概要

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	簿価金額(現地通貨)	帳簿価額(円)	評価金額(現地通貨)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	NASD100 MICR	買建	3	アメリカドル	74,022	10,346,054	86,380.5	12,073,402	1.06

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### バイオ・メディカルインデックスマザーファンド

#### 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	241,459,569	50.35
	デンマーク	35,660,406	7.44
	スイス	30,408,945	6.34
	ニュージーランド	29,962,678	6.25
	香港	17,812,455	3.71
	アイルランド	17,537,501	3.66
	フィンランド	17,131,536	3.57
	フランス	15,432,814	3.22
	韓国	11,041,263	2.30
	イスラエル	8,183,589	1.71
	マレーシア	6,467,904	1.35
	日本	6,196,500	1.29
	英ヴァージン諸島	5,124,304	1.07
	スペイン	4,993,286	1.04
	オーストラリア	3,082,541	0.64
	オランダ	2,607,144	0.54
小計		453,102,435	94.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		26,503,932	5.53
合計(純資産総額)		479,606,367	100.00

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	20,122,337	4.20

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率 (%)
アメリカ	株式	INSPIRE MEDICAL SYSTEMS INC	ヘルスケア 機器・サービス	753	33,354.71	25,116,099	41,009.91	30,880,467	6.44
スイス	株式	STRAUMANN HOLDING AG-REG	ヘルスケア 機器・サービス	1,449	19,666.80	28,497,206	20,986.15	30,408,945	6.34
ニュージーランド	株式	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	ヘルスケア 機器・サービス	14,587	2,103.89	30,689,569	2,054.06	29,962,678	6.25
アメリカ	株式	SHOCKWAVE MEDICAL INC	ヘルスケア 機器・サービス	717	28,100.75	20,148,244	38,596.08	27,673,395	5.77
デンマーク	株式	COLOPLAST-B	ヘルスケア 機器・サービス	1,439	16,518.97	23,770,798	17,627.22	25,365,570	5.29
アメリカ	株式	EXELIXIS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,870	2,441.78	19,216,823	2,657.02	20,910,808	4.36
アメリカ	株式	INCYTE CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,294	10,342.97	23,726,796	8,647.56	19,837,525	4.14
アメリカ	株式	WATERS CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	536	43,570.50	23,353,789	35,721.01	19,146,466	3.99
アメリカ	株式	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,476	13,345.23	19,697,574	12,594.67	18,589,740	3.88
香港	株式	CHINA PHARMACEUTICAL GROUP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	145,760	138.08	20,126,774	122.20	17,812,455	3.71
アイルランド	株式	ALKERMES PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,300	3,748.63	16,119,115	4,078.48	17,537,501	3.66

フィンランド	株式	ORION OYJ-CLASS B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,841	6,463.72	18,363,438	6,030.10	17,131,536	3.57
アメリカ	株式	QUIDELORTHO CORP	ヘルスケア機器・サービス	1,291	11,937.75	15,411,642	12,088.70	15,606,521	3.25
フランス	株式	IPSEN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	948	16,129.29	15,290,576	16,279.33	15,432,814	3.22
アメリカ	株式	ACADIA PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,197	2,848.51	11,955,207	3,325.12	13,955,563	2.91
アメリカ	株式	IRHYTHM TECHNOLOGIES INC	ヘルスケア機器・サービス	780	15,159.45	11,824,375	17,007.21	13,265,627	2.77
アメリカ	株式	STAAR SURGICAL CO	ヘルスケア機器・サービス	1,303	8,703.47	11,340,632	8,106.66	10,562,978	2.20
アメリカ	株式	INARI MEDICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	1,229	8,829.27	10,851,174	8,426.73	10,356,455	2.16
デンマーク	株式	DEMAND A/S	ヘルスケア機器・サービス	1,900	4,662.71	8,859,149	5,418.33	10,294,836	2.15
イスラエル	株式	INMODE LTD	ヘルスケア機器・サービス	1,824	4,441.89	8,102,008	4,486.61	8,183,589	1.71
アメリカ	株式	CORCEPT THERAPEUTICS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,445	2,953.34	7,220,917	3,221.69	7,877,053	1.64
アメリカ	株式	VIR BIOTECHNOLOGY INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,030	3,287.39	6,673,403	3,627.03	7,362,874	1.54
日本	株式	日本光電工業	電気機器	1,700	3,555.00	6,043,500	3,645.00	6,196,500	1.29
英ヴァージン諸島	株式	ESTABLISHMENT LABS HOLDINGS	ヘルスケア機器・サービス	570	9,572.84	5,456,523	8,990.00	5,124,304	1.07
韓国	株式	SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	650	6,435.72	4,183,218	7,773.84	5,052,996	1.05
マレーシア	株式	TOP GLOVE CORP BHD	ヘルスケア機器・サービス	135,000	20.79	2,806,755	33.69	4,548,172	0.95
アメリカ	株式	FIGS INC-CLASS A	ヘルスケア機器・サービス	3,600	848.40	3,054,253	1,210.40	4,357,469	0.91
アメリカ	株式	CATALYST PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,600	2,075.58	5,396,520	1,614.34	4,197,293	0.88
アメリカ	株式	HARMONY BIOSCIENCES HOLDINGS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	811	5,800.45	4,704,169	4,903.13	3,976,440	0.83
アメリカ	株式	SILK ROAD MEDICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	890	5,874.53	5,228,334	4,223.84	3,759,226	0.78

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### 口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 ( % )
株式	国内	電気機器	1.29
	外国	ヘルスケア機器・サービス	50.82
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	42.36
		小計	94.47
合計			94.47

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	簿価金額 (現地通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	NASD100 MICR	買建	5	アメリカドル	127,169	17,774,411	143,967.5	20,122,337	4.20

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### e ビジネスインデックスマザーファンド

#### 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	140,253,052	49.17
	ケイマン	41,541,490	14.57
	ルクセンブルク	22,859,530	8.01
	イギリス	21,194,935	7.43
	日本	14,241,300	4.99
	ドイツ	9,123,995	3.20
	フランス	2,073,928	0.73
	オランダ	1,956,953	0.69
	台湾	1,748,578	0.61
	インド	1,188,121	0.42

ジャージー	632,157	0.22
韓国	531,998	0.19
小計	257,346,037	90.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	27,867,459	9.77
合計(純資産総額)	285,213,496	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	24,146,804	8.47

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率 (%)
ルクセンブルク	株式	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	メディア・娯楽	1,105	17,624.99	19,475,621	20,687.35	22,859,530	8.01
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	971	13,233.42	12,849,655	17,285.35	16,784,081	5.88
アメリカ	株式	AMAZON.COM	一般消費財・サービス流通・小売り	920	13,935.06	12,820,264	17,004.41	15,644,065	5.49
ケイマン	株式	KUAISHOU TECHNOLOGY	メディア・娯楽	15,200	1,109.64	16,866,650	972.28	14,778,656	5.18
アメリカ	株式	DOORDASH INC - A	消費者サービス	1,490	8,611.22	12,830,732	9,076.66	13,524,229	4.74
ケイマン	株式	PDD HOLDINGS INC-ADR	一般消費財・サービス流通・小売り	1,395	13,402.54	18,696,551	9,452.64	13,186,440	4.62
アメリカ	株式	AIRBNB INC-CLASS A	消費者サービス	857	16,894.00	14,478,158	14,981.94	12,839,528	4.50
アメリカ	株式	EBAY	一般消費財・サービス流通・小売り	1,927	6,820.77	13,143,636	6,096.76	11,748,471	4.12
イギリス	株式	NEXT PLC	一般消費財・サービス流通・小売り	1,034	11,658.07	12,054,447	11,081.42	11,458,190	4.02

ケイマン	株式	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	一般消費財・サービス流通・小売り	5,405	2,029.46	10,969,233	2,065.80	11,165,652	3.91
アメリカ	株式	BLOCK INC	金融サービス	1,310	11,013.87	14,428,177	8,224.06	10,773,527	3.78
アメリカ	株式	COUPANG INC	一般消費財・サービス流通・小売り	4,749	2,172.02	10,314,950	2,152.45	10,222,023	3.58
アメリカ	株式	WILLIAMS-SONOMA INC	一般消費財・サービス流通・小売り	622	18,084.84	11,248,771	16,178.37	10,062,951	3.53
イギリス	株式	AUTO TRADER GROUP PLC	メディア・娯楽	8,693	1,050.82	9,134,817	1,079.30	9,382,438	3.29
ドイツ	株式	ZALANDO SE	一般消費財・サービス流通・小売り	2,189	5,946.08	13,015,980	4,168.11	9,123,995	3.20
アメリカ	株式	ETSY INC	一般消費財・サービス流通・小売り	782	18,694.23	14,618,893	11,529.62	9,016,168	3.16
アメリカ	株式	MATCH GROUP INC	メディア・娯楽	1,807	6,295.24	11,375,500	4,876.57	8,811,971	3.09
アメリカ	株式	WAYFAIR INC- CLASS A	一般消費財・サービス流通・小売り	709	7,040.21	4,991,512	5,697.02	4,039,191	1.42
アメリカ	株式	CHEWY INC - CLASS A	一般消費財・サービス流通・小売り	888	6,693.58	5,943,904	4,221.05	3,748,296	1.31
日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	3,500	1,225.00	4,287,500	988.00	3,458,000	1.21
日本	株式	Z O Z O	小売業	1,100	3,115.00	3,426,500	2,844.00	3,128,400	1.10
アメリカ	株式	YELP INC	メディア・娯楽	643	4,394.36	2,825,579	4,665.52	2,999,931	1.05
日本	株式	メルカリ	情報・通信業	1,000	2,606.00	2,606,000	2,852.00	2,852,000	1.00
日本	株式	カカクコム	サービス業	1,100	2,023.00	2,225,300	2,027.00	2,229,700	0.78
フランス	株式	CRITEO SA-SPON ADR	メディア・娯楽	465	4,866.79	2,263,058	4,460.06	2,073,928	0.73
日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	700	3,365.00	2,355,500	2,902.00	2,031,400	0.71
アメリカ	株式	CARGURUS INC	メディア・娯楽	673	2,394.26	1,611,337	2,662.61	1,791,942	0.63
台湾	株式	MOMO.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	546	3,467.11	1,893,047	3,202.52	1,748,578	0.61
アメリカ	株式	TRIPADVISOR INC	メディア・娯楽	816	3,512.42	2,866,135	2,114.72	1,725,612	0.61
オランダ	株式	SHOP APOTHEKE EUROPE NV	生活必需品流通・小売り	109	9,788.61	1,066,959	14,106.76	1,537,637	0.54

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## 口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	情報・通信業	1.00
		小売業	1.29
		サービス業	2.71
	外国	商業・専門サービス	0.34
		消費者サービス	9.24
		メディア・娯楽	29.36
		一般消費財・サービス流通・小売り	40.98
		生活必需品流通・小売り	0.98
		金融サービス	4.18
		ソフトウェア・サービス	0.15
		小計	90.23
合計			90.23

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なものの概要

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	簿価金額(現地通貨)	帳簿価額(円)	評価金額(現地通貨)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	NASD100 MICR	買建	6	アメリカドル	145,057.7	20,274,714	172,761	24,146,804	8.47

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## エコインデックスマザーファンド

### 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	482,857,277	54.67
	スウェーデン	66,514,004	7.53
	日本	46,392,200	5.25
	ブラジル	41,131,858	4.66

アイルランド	39,930,150	4.52
ケイマン	32,441,683	3.67
イギリス	22,382,318	2.53
カナダ	15,116,517	1.71
スイス	15,107,720	1.71
ドイツ	12,292,852	1.39
オーストラリア	9,867,735	1.12
中国	7,999,456	0.91
台湾	6,665,082	0.75
韓国	3,219,984	0.36
フランス	2,504,767	0.28
シンガポール	2,216,970	0.25
小計	806,640,573	91.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8.68
<b>合計(純資産総額)</b>	<b>883,299,153</b>	<b>100.00</b>

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	70,695,666	8.00

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		1,981,564	0.22

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

##### 投資有価証券の主要銘柄

###### イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
スウェーデン	株式	ALFA LAVAL AB	資本財	10,323	4,612.91	47,619,104	5,055.33	52,186,233	5.91
アメリカ	株式	CLEAN HARBORS INC	商業・専門 サービス	2,398	19,146.28	45,912,793	20,150.64	48,321,237	5.47
アメリカ	株式	GRACO INC	資本財	4,338	9,702.91	42,091,230	10,739.92	46,589,802	5.27
アメリカ	株式	PARKER HANNIFIN CORP	資本財	977	46,702.48	45,628,331	46,159.04	45,097,385	5.11
アメリカ	株式	ECOLAB INC	素材	1,936	22,506.58	43,572,757	23,173.86	44,864,605	5.08
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自 動車部品	1,541	25,704.39	39,610,477	28,116.13	43,326,961	4.91
ブラジル	株式	CIA SANEAMENTO BASICO DE-ADR	公益事業	28,215	1,395.90	39,385,464	1,457.80	41,131,858	4.66
アイルラ ンド	株式	TRANE TECHNOLOGIES PLC	資本財	1,715	26,229.00	44,982,735	23,282.88	39,930,150	4.52
アメリカ	株式	IDEX CORP	資本財	1,314	31,113.64	40,883,331	28,343.95	37,243,961	4.22
ケイマン	株式	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	半導体・半 導体製造裝 置	214,000	153.86	32,926,120	140.57	30,083,949	3.41
アメリカ	株式	BADGER METER INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	1,406	16,848.52	23,689,031	19,524.47	27,451,407	3.11
日本	株式	栗田工業	機械	4,700	5,968.95	28,054,110	5,710.00	26,837,000	3.04
アメリカ	株式	ENPHASE ENERGY INC	半導体・半 導体製造裝 置	1,045	29,273.88	30,591,208	24,336.75	25,431,906	2.88
アメリカ	株式	SPX TECHNOLOGIES INC	資本財	2,060	9,723.79	20,031,026	10,766.48	22,178,955	2.51
アメリカ	株式	AMERICAN STATES WATER CO	公益事業	1,780	12,157.72	21,640,748	12,324.91	21,938,355	2.48
アメリカ	株式	ITRON INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	2,008	7,528.01	15,116,248	9,486.18	19,048,269	2.16
アメリカ	株式	ABM INDUSTRIES INC	商業・専門 サービス	2,988	6,229.54	18,613,892	6,256.10	18,693,242	2.12
イギリス	株式	DRAX GROUP PLC	公益事業	18,200	1,121.16	20,405,275	1,024.42	18,644,510	2.11
アメリカ	株式	SHOALS TECHNOLOGIES GROUP-A	資本財	4,715	2,963.12	13,971,130	3,326.52	15,684,570	1.78
カナダ	株式	CANADIAN SOLAR INC	半導体・半 導体製造裝 置	2,492	5,623.72	14,014,319	6,066.01	15,116,517	1.71
スイス	株式	LANDIS+GYR GROUP AG	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	1,220	10,554.80	12,876,860	12,383.37	15,107,720	1.71
スウェー デン	株式	MUNTERS GROUP AB	資本財	8,759	1,325.95	11,614,044	1,635.77	14,327,771	1.62
アメリカ	株式	BLOOM ENERGY CORP- A	資本財	7,247	2,816.36	20,410,201	1,949.79	14,130,139	1.60
アメリカ	株式	CSW INDUSTRIALS INC	資本財	680	19,046.45	12,951,591	20,105.91	13,672,022	1.55
アメリカ	株式	GREEN PLAINS INC	エネルギー	2,552	4,496.40	11,474,815	4,132.99	10,547,413	1.19
オースト ラリア	株式	SIMS METAL MANAGEMENT LIMITED	素材	7,535	1,354.62	10,207,101	1,309.58	9,867,735	1.12
中国	株式	FLAT GLASS GROUP CO LTD-H	半導体・半 導体製造裝 置	19,000	361.26	6,863,940	421.02	7,999,456	0.91
アメリカ	株式	ENERGY RECOVERY INC	資本財	2,284	3,193.74	7,294,512	3,455.11	7,891,481	0.89
アメリカ	株式	MONROSE ENVIRONMENTAL GROUP	商業・専門 サービス	1,413	4,611.65	6,516,273	4,992.58	7,054,522	0.80
ドイツ	株式	SMA SOLAR TECHNOLOGY AG	半導体・半 導体製造裝 置	470	12,423.31	5,838,957	14,966.48	7,034,250	0.80

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## 口. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 ( % )	
株式	国内	建設業	0.74	
		非鉄金属	0.70	
		機械	3.04	
		サービス業	0.77	
	外国	エネルギー	1.79	
		素材	6.99	
		資本財	35.52	
		商業・専門サービス	10.26	
		自動車・自動車部品	4.91	
		食品・飲料・タバコ	0.25	
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.97	
		公益事業	9.25	
		半導体・半導体製造装置	10.14	
			小計 91.32	
合計			91.32	

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なものの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	簿価金額 (現地通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP500 MIC EM	買建	24	アメリカドル	489,027.25	68,351,339	505,800	70,695,666	8.00

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	スウェーデンクローナ	買建	154,000.00	1,981,625	1,981,564	0.22

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 宇宙インデックスマザーファンド

### 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	385,882,931	62.99
	フランス	49,522,369	8.08
	イギリス	43,995,181	7.18
	スイス	31,467,398	5.14
	ドイツ	28,033,833	4.58
	イスラエル	11,587,745	1.89
	シンガポール	10,191,852	1.66
	トルコ	2,825,244	0.46
	韓国	2,358,971	0.39
	日本	1,094,100	0.18
	インド	924,813	0.15
	オーストラリア	760,204	0.12
小計		568,644,641	92.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		44,010,903	7.18
合計(純資産総額)		612,655,544	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	44,184,791	7.21

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建		2,109,862	0.34

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
イギリス	株式	BAE SYSTEMS PLC	資本財	23,598	1,792.48	42,298,961	1,636.85	38,626,493	6.30
アメリカ	株式	TRANSDIGM GROUP INC	資本財	320	105,386.58	33,723,706	109,084.89	34,907,166	5.70
フランス	株式	THALES SA	資本財	1,726	21,080.61	36,385,150	19,850.29	34,261,604	5.59
スイス	株式	GARMIN LTD	耐久消費財・アパレル	2,134	13,429.10	28,657,702	14,745.73	31,467,398	5.14
ドイツ	株式	RHEINMETALL AG	資本財	762	41,576.08	31,680,976	36,789.80	28,033,833	4.58
アメリカ	株式	LOCKHEED MARTIN CORP	資本財	431	66,471.81	28,649,353	62,612.76	26,986,103	4.40
アメリカ	株式	HONEYWELL INTL INC	資本財	941	27,389.32	25,773,359	27,192.25	25,587,911	4.18
アメリカ	株式	JACOBS SOLUTIONS INC	商業・専門サービス	1,592	15,896.04	25,306,499	15,813.57	25,175,216	4.11
アメリカ	株式	TEXTRON	資本財	2,823	9,392.54	26,515,151	8,816.69	24,889,520	4.06
アメリカ	株式	NORTHROP GRUMMAN CORP	資本財	406	65,058.74	26,413,849	61,241.62	24,864,099	4.06
アメリカ	株式	GENERAL DYNAMICS CORP	資本財	823	31,132.36	25,621,940	28,686.39	23,608,903	3.85
アメリカ	株式	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	資本財	890	27,858.95	24,794,471	24,647.04	21,935,867	3.58
アメリカ	株式	LEIDOS HOLDINGS	商業・専門サービス	1,936	12,776.37	24,735,064	11,075.37	21,441,926	3.50
アメリカ	株式	KBR INC	商業・専門サービス	2,388	7,934.74	18,948,166	8,219.87	19,629,058	3.20
アメリカ	株式	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	資本財	686	28,845.73	19,788,173	28,240.52	19,373,003	3.16
アメリカ	株式	WOODWARD INC	資本財	993	12,970.65	12,879,862	15,029.46	14,924,262	2.44
アメリカ	株式	CURTIS-WRIGHT CORP	資本財	633	24,111.72	15,262,720	22,195.47	14,049,736	2.29
アメリカ	株式	HEICO CORP	資本財	610	23,493.93	14,331,303	22,244.39	13,569,081	2.21
アメリカ	株式	BWX TECHNOLOGIES INC	資本財	1,523	8,851.63	13,481,038	8,534.35	12,997,824	2.12
イスラエル	株式	ELBIT SYSTEMS LTD	資本財	398	24,491.90	9,747,779	29,114.93	11,587,745	1.89
フランス	株式	ALTEN SA	ソフトウェア・サービス	499	21,860.82	10,908,553	22,626.03	11,290,390	1.84
シンガポール	株式	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING	資本財	26,400	372.60	9,836,640	386.05	10,191,852	1.66
アメリカ	株式	AEROJET ROCKETDYNE HOLDINGS	資本財	1,328	7,887.22	10,474,230	7,649.61	10,158,685	1.66
アメリカ	株式	VIASAT INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,308	4,654.34	6,087,878	6,401.46	8,373,117	1.37
アメリカ	株式	MOOG INC-CLASS A	資本財	527	13,339.64	7,029,995	14,013.33	7,385,030	1.21
アメリカ	株式	ALBANY INTL CORP-CL A	資本財	561	12,513.60	7,020,134	12,070.53	6,771,571	1.11
アメリカ	株式	MERCURY SYSTEMS INC	資本財	998	6,608.32	6,595,109	5,667.67	5,656,338	0.92
イギリス	株式	QINETIQ GROUP PLC	資本財	8,586	654.81	5,622,210	625.28	5,368,688	0.88
アメリカ	株式	AEROVIRONMENT INC	資本財	352	14,112.57	4,967,627	12,822.50	4,513,520	0.74

アメリカ 株式	BARNES GROUP INC	資本財	721	5,364.37	3,867,713	5,594.99	4,033,990	0.66
---------	------------------	-----	-----	----------	-----------	----------	-----------	------

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## 口. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 ( % )
株式	国内	情報・通信業	0.18
	外国	素材	0.65
		資本財	71.78
		商業・専門サービス	10.81
		耐久消費財・アパレル	5.14
		ソフトウェア・サービス	1.99
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.82
		電気通信サービス	0.44
			小計 92.82
合計			92.82

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	簿価金額 (現地通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ商業 取引所	SP500 MIC EM	買建	15	アメリカ ドル	308,820.75	43,163,876	316,125	44,184,791	7.21

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	15,100.00	2,109,850	2,109,862	0.34

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 参考情報

### 交付目論見書に記載するファンドの運用実績

## 運用実績

当初設定日：2022年4月27日  
作成基準日：2023年5月31日

#### 基準価額・純資産の推移



\*上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基 準 価 額	11,258円
純資産総額	0.58億円

分配の推移	
(1万口当たり、税引前)	
決算期	分配金
2023年 4月	0円
-	-
-	-
-	-
設定來 分配金合計額	0円

\*運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

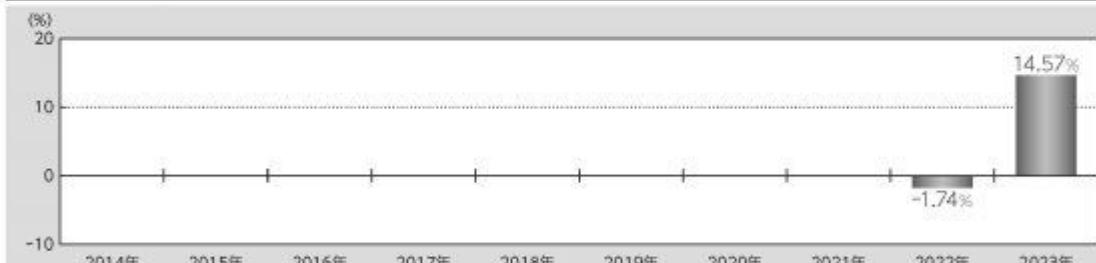
#### 主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	実質投資比率
ロボインデックス マザーファンド	21.8%	NVIDIA CORP	米国	株式	半導体・半導体製造装置	2.2%
		ADVANCED MICRO DEVICES	米国	株式	半導体・半導体製造装置	1.5%
eビジネスインデックス マザーファンド	19.7%	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	米国	株式	メディア・娯楽	1.6%
		ALPHABET INC-CL A	米国	株式	メディア・娯楽	1.2%
エコインデックス マザーファンド	19.5%	ALFA LAVAL AB	スウェーデン	株式	資本財	1.2%
		CLEAN HARBORS INC	米国	株式	商業・専門サービス	1.1%
宇宙インデックス マザーファンド	19.2%	BAE SYSTEMS PLC	英国	株式	資本財	1.2%
		TRANSDIGM GROUP INC	米国	株式	資本財	1.1%
バイオ・メディカルインデックス マザーファンド	19.0%	INSPIRE MEDICAL SYSTEMS INC	米国	株式	ヘルスケア機器・サービス	1.2%
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	スイス	株式	ヘルスケア機器・サービス	1.2%

\*投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

\*国／地域は、発行企業のリスク所在国／地域で分類していますが、ETFは上場されている国／地域で分類しています。

#### 年間收益率の推移(暦年ベース)



\*2022年は当初設定日から年末までの收益率です。また、2023年は年初から作成基準日までの收益率です。

\*ファンダには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 1 【申込（販売）手続等】

### < 申込手続 >

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

### < 申込コース >

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」( )の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

### < 申込みの受付 >

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

### < 申込単位 >

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、確定拠出年金によるお申込みは1円以上1円単位とします。

### < 申込価額 >

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(注) 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

### < 申込手数料 >

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

### < 申込代金の支払い >

販売会社が定める期日までにお支払ください。

### < 受付不可日 >

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

### < 申込受付の中止等 >

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

### < その他 >

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファン

ドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

( 照会先 )

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル : 0120-668001

( 受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。 )

## 2 【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください（ただし、確定拠出年金による一部解約は1口単位）。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

<受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

( 照会先 )

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル : 0120-668001

( 受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。 )

### 3 【資産管理等の概要】

#### ( 1 ) 【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

・国内上場株式

原則として計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

・外国上場株式（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。（2022年 4月27日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（4）【計算期間】

原則として、毎年4月27日から翌年4月26日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

## &lt;投資信託契約の終了（償還）と手続き&gt;

## (1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

## (2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記からまでの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記からまでの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

## &lt;投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き&gt;

## (1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

## (2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいま

す。)又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合(併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

上記からまでの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### <反対受益者の受益権買取請求の不適用>

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約又は重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### <運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

#### <関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することができます。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### 4 【受益者の権利等】

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前ため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記 の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記 に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前に

おいて一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金(解約)手続等」をご参照ください。

#### (4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2022年4月27日から2023年4月26日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### 1【財務諸表】

【SMT MIRAI index 総合】

( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

第1期  
( 2023年 4月26日現在 )

<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
コール・ローン	533,959
親投資信託受益証券	48,735,685
<b>流動資産合計</b>	<b>49,269,644</b>
<b>資産合計</b>	<b>49,269,644</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払受託者報酬	3,773
未払委託者報酬	90,728
その他未払費用	574
<b>流動負債合計</b>	<b>95,075</b>
<b>負債合計</b>	<b>95,075</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	46,545,547
<b>剰余金</b>	
期末剰余金又は期末欠損金( )	2,629,022
( 分配準備積立金 )	153,503
<b>元本等合計</b>	<b>49,174,569</b>
<b>純資産合計</b>	<b>49,174,569</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>49,269,644</b>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期  
自 2022年 4月27日  
至 2023年 4月26日

営業収益	
有価証券売買等損益	234,367
営業収益合計	234,367
営業費用	
支払利息	2
受託者報酬	3,807
委託者報酬	92,716
その他費用	574
営業費用合計	97,099
営業利益又は営業損失( )	137,268
経常利益又は経常損失( )	137,268
当期純利益又は当期純損失( )	137,268
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	16,235
期首剩余金又は期首次損金( )	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	2,487,137
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2,487,137
剩余金減少額又は欠損金増加額	11,618
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	11,618
分配金	-
期末剩余金又は期末欠損金( )	2,629,022

( 3 ) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2 . その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年4月27日から翌年4月26日までとなっておりますが、第1期計算期間は信託約款の定めにより、2022年 4月27日から2023年4月26日までとなっております。

( 貸借対照表に関する注記 )

		第1期 (2023年 4月26日現在)
1 . 計算期間の末日における受益権の総数		46,545,547口
2 . 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0565円 (10,565円)

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第1期 自 2022年 4月27日 至 2023年 4月26日		
分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	72,858円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	80,645円
収益調整金額	C	2,475,519円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,629,022円
当ファンドの期末残存口数	F	46,545,547口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	564円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	<b>第1期</b> 自 2022年 4月27日 至 2023年 4月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	<b>第1期</b> (2023年 4月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。
-------------

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第1期 自 2022年 4月27日 至 2023年 4月26日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	500,000円
期中追加設定元本額	46,487,029円
期中一部解約元本額	441,482円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 (2023年 4月26日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	250,072
合計	250,072

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考

親投資信託受益証券	ロボインデックスマザーファンド	4,341,569	9,519,758	
	バイオ・メディカルインデックスマザーファンド	6,367,352	10,129,820	
	eビジネスインデックスマザーファンド	9,024,329	9,702,958	
	エコインデックスマザーファンド	4,345,479	9,605,681	
	宇宙インデックスマザーファンド	6,628,792	9,777,468	
	合計	30,707,521	48,735,685	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

### ロボインデックスマザーファンド

#### 貸借対照表

	2023年 4月26日現在
項目	金額(円)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	14,416,657
コール・ローン	629,141
株式	940,694,528
派生商品評価勘定	1,582,854
未収配当金	555,355
差入委託証拠金	11,313,361
流動資産合計	969,191,896
<b>資産合計</b>	<b>969,191,896</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
前受金	1,582,854
流動負債合計	1,582,854
<b>負債合計</b>	<b>1,582,854</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	441,279,328
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	526,329,714
元本等合計	967,609,042
<b>純資産合計</b>	<b>967,609,042</b>

	2023年 4月26日現在
項目	金額(円)
負債純資産合計	969,191,896

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2023年 4月26日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>株価指数先物取引</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金</p> <p>株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>(3)為替予約取引による為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

	2023年 4月26日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	441,279,328口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産額 の額	2.1927円 (1万口当たり純資産額) (21,927円)

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	2023年 4月26日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	2023年 4月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

	2023年 4月26日現在
(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。  3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2023年 4月26日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年 4月27日
期首元本額	439,728,175円
期中追加設定元本額	46,526,264円
期中一部解約元本額	44,975,111円
期末元本額	441,279,328円
期末元本額の内訳	
S M T M I R A I n d e x 口ボ	436,937,759円
S M T M I R A I n d e x 総合	4,341,569円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年 4月26日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	5,573,925
合計	5,573,925

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「ロボインデックスマザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

( デリバティブ取引に関する注記 )

株式関連

( 2023年 4月26日現在 )

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超		時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	22,411,901		-	23,994,755	1,582,854
	合計	22,411,901		-	23,994,755	1,582,854

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	オムロン	4,900	7,622.00	37,347,800	
	横河電機	6,300	2,137.00	13,463,100	
	トプコン	2,200	1,876.00	4,127,200	
	日本オラクル	900	9,500.00	8,550,000	
	ミスミグループ本社	8,100	3,205.00	25,960,500	
円 小計		22,400		89,448,600	
アメリカドル	ROCKWELL AUTOMATION INC	1,183	274.93	325,242.19	
	CONCENTRIX CORP	1,245	98.35	122,445.75	
	IROBOT CORP	710	42.97	30,508.70	
	VIMEO INC	3,800	3.29	12,502.00	
	ADOBE INC	965	369.59	356,654.35	

ALTAIR ENGINEERING INC - A	1,376	69.17	95,177.92	
ALTERYX INC - CLASS A	1,745	49.17	85,801.65	
AUTODESK INC	1,417	190.21	269,527.57	
CADENCE DESIGN SYSTEMS	1,951	203.90	397,808.90	
DOLBY LABORATORIES INC-CL A	1,650	82.43	136,009.50	
DOMO INC - CLASS B	378	15.09	5,704.02	
DROPBOX INC-CLASS A	7,252	21.07	152,799.64	
ELASTIC NV	2,210	56.17	124,135.70	
GODADDY INC - CLASS A	4,429	74.84	331,466.36	
HUBSPOT INC	1,071	401.85	430,381.35	
PEGASYSTEMS INC	1,218	43.60	53,104.80	
PTC INC	2,464	124.21	306,053.44	
SPLUNK INC	3,854	84.72	326,510.88	
SPRINKLR INC-A	1,700	12.11	20,587.00	
SYNOPSYS INC	983	364.53	358,332.99	
TERADATA CORP	2,599	37.74	98,086.26	
COGNEX CORP	4,788	47.31	226,520.28	
FARO TECHNOLOGIES INC	661	22.78	15,057.58	
ADVANCED MICRO DEVICES	4,546	83.80	380,954.80	
AMBARELLA INC	948	64.38	61,032.24	
CEVA INC	600	25.47	15,282.00	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	3,879	85.18	330,413.22	
MAXLINEAR INC	1,850	29.24	54,094.00	
NVIDIA CORP	2,031	262.41	532,954.71	
QUALCOMM	2,718	114.05	309,987.90	
アメリカドル 小計		66,221	5,965,137.70	
			(798,135,424)	
イギリスポンド	SPECTRIS PLC	2,873	38.41	110,351.93
イギリスポンド 小計		2,873	110,351.93	
			(18,316,213)	
イスラエル	KARDEX HOLDING AG-REG	129	199.00	25,671.00
	INFICON HOLDING AG-REG	66	886.00	58,476.00
イスラエル 小計		195	84,147.00	
			(12,617,842)	
新台湾ドル	AP MEMORY TECHNOLOGY CORP	2,400	272.00	652,800.00
	FARADAY TECHNOLOGY CORP	5,500	171.00	940,500.00
	GLOBAL UNICHIP CORP	2,200	933.00	2,052,600.00
	HOLTEK SEMICONDUCTOR INC	3,000	67.00	201,000.00
	NUVOTON TECHNOLOGY CORP	5,000	130.00	650,000.00
	PIXART IMAGING INC	4,000	101.50	406,000.00
	新台湾ドル 小計	22,100	4,902,900.00	
			(21,341,833)	

イスラエルシェケル	MAYTRONICS LTD	600	37.91	22,746.00	
イスラエルシェケル 小計		600		22,746.00 (834,616)	
合 計		114,389		940,694,528 (851,245,928)	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 有価証券明細表注記

1. 通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 30銘柄	100.0%	93.8%
イギリスポンド	株式 1銘柄	100.0%	2.2%
スイスフラン	株式 2銘柄	100.0%	1.5%
新台湾ドル	株式 6銘柄	100.0%	2.5%
イスラエルシェケル	株式 1銘柄	100.0%	0.1%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

## バイオ・メディカルインデックスマザーファンド

## 貸借対照表

	2023年 4月26日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	16,532,482
コール・ローン	852,677

項目	2023年 4月26日現在
	金額(円)
株式	464,874,729
派生商品評価勘定	658,644
未収配当金	34,000
差入委託証拠金	5,513,357
流動資産合計	488,465,889
資産合計	488,465,889
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	122,495
前受金	532,095
未払解約金	938,717
未払利息	1
流動負債合計	1,593,308
負債合計	1,593,308
純資産の部	
元本等	
元本	306,033,177
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	180,839,404
元本等合計	486,872,581
純資産合計	486,872,581
負債純資産合計	488,465,889

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2023年 4月26日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。  (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。  当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。

	2023年 4月26日現在
3 . 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
4 . 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金</p> <p>株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>(3)為替予約取引による為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

	2023年 4月26日現在
1 . 計算期間の末日における受益権の総数	306,033,177口
2 . 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.5909円 (15,909円)

## (金融商品に関する注記)

## 1 . 金融商品の状況に関する事項

	2023年 4月26日現在
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

	2023年 4月26日現在
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	2023年 4月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2023年 4月26日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年 4月27日
期首元本額	294,944,243円
期中追加設定元本額	32,426,986円
期中一部解約元本額	21,338,052円
期末元本額	306,033,177円
期末元本額の内訳	
SMT MIRAI index バイオ・メディカル	299,665,825円
SMT MIRAI index 総合	6,367,352円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年 4月26日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	36,490,290
合計	36,490,290

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「バイオ・メディカルインデックスマザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

株式関連

(2023年 4月26日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超		時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	13,179,193	-		13,711,288	532,095
合計		13,179,193	-		13,711,288	532,095

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

**通貨関連**

( 2023年 4月26日現在 )

区分	種類	契約額等(円)			時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超			
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建	1,047,540	-	1,043,486	4,054	
		1,047,540	-	1,043,486	4,054	
	合計	1,047,540	-	1,043,486	4,054	

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

**附属明細表**

**第1 有価証券明細表**

(1) 株式

通 貨	銘 柏	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	日本光電工業	1,700	3,680.00	6,256,000	
	円 小計	1,700		6,256,000	
アメリカドル	CARDIOVASCULAR SYSTEMS INC	1,035	19.99	20,689.65	
	CUTERA INC	450	21.61	9,724.50	
	ESTABLISHMENT LABS HOLDINGS	570	72.00	41,040.00	
	FIGS INC-CLASS A	3,600	6.39	23,004.00	
	INARI MEDICAL INC	1,229	67.41	82,846.89	
	INMODE LTD	1,824	36.43	66,448.32	
	INSPIRE MEDICAL SYSTEMS INC	753	266.50	200,674.50	
	IRHYTHM TECHNOLOGIES INC	780	134.85	105,183.00	
	NEVRO CORP	780	32.72	25,521.60	

QUIDELORTHO CORP	1,291	89.55	115,609.05	
SHOCKWAVE MEDICAL INC	717	281.01	201,484.17	
SILK ROAD MEDICAL INC	890	44.49	39,596.10	
STAAR SURGICAL CO	1,303	68.30	88,994.90	
TREACE MEDICAL CONCEPTS INC	860	26.01	22,368.60	
ACADIA PHARMACEUTICALS INC	4,197	20.11	84,401.67	
ALKERMES PLC	4,300	30.51	131,193.00	
ATEA PHARMACEUTICALS INC	1,700	3.29	5,593.00	
CATALYST PHARMACEUTICALS INC	2,600	16.09	41,834.00	
CORCEPT THERAPEUTICS INC	2,445	22.25	54,401.25	
EAGLE PHARMACEUTICALS INC	395	27.54	10,878.30	
EXELIXIS INC	7,870	18.85	148,349.50	
HARMONY BIOSCIENCES HOLDINGS	811	31.76	25,757.36	
INCYTE CORP	2,294	73.55	168,723.70	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	1,476	102.37	151,098.12	
UNIQURE NV	970	19.48	18,895.60	
VIR BIOTECHNOLOGY INC	2,030	24.94	50,628.20	
WATERS CORP	536	292.71	156,892.56	
アメリカドル 小計		47,706	2,091,831.54	
			(279,887,060)	
ユーロ	IPSEN	948	108.00	102,384.00
	LABORATORIOS FARMACEUTICOS R	470	40.42	18,997.40
	ORION OYJ-CLASS B	2,841	47.04	133,640.64
	PHARMA MAR SA	381	40.26	15,339.06
ユーロ 小計		4,640	270,361.10	
			(39,680,898)	
イスラエル	STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,449	136.00	197,064.00
イスラエル 小計		1,449	197,064.00	
			(29,549,746)	
デンマーク クローネ	COLOPLAST-B	1,439	964.00	1,387,196.00
	DEMAND A/S	1,900	285.20	541,880.00
デンマーククローネ 小計		3,339	1,929,076.00	
			(37,983,506)	
オーストラリア ドル	NANOSONICS LTD	6,663	5.56	37,046.28
オーストラリアドル 小計		6,663	37,046.28	
			(3,286,375)	
ニュージーランド ドル	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	14,587	27.55	401,871.85
ニュージーランドドル 小計		14,587	401,871.85	
			(33,029,847)	
香港ドル	CHINA PHARMACEUTICAL GROUP	145,760	7.72	1,125,267.20
		145,760	1,125,267.20	

	香港ドル 小計			(19,174,553)
マレーシアリングット	HARTALEGA HOLDINGS BHD	27,500	2.00	55,000.00
	TOP GLOVE CORP BHD	135,000	1.00	135,000.00
マレーシアリングット 小計		162,500		190,000.00 (5,694,034)
韓国ウォン	SD BIOSENSOR INC	760	20,400.00	15,504,000.00
	CHONG KUN DANG PHARMACEUTICA	239	84,100.00	20,099,900.00
	SEEGENE INC	938	23,900.00	22,418,200.00
	SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	650	69,700.00	45,305,000.00
韓国ウォン 小計		2,587		103,327,100.00 (10,332,710)
合 計		390,931		464,874,729 (458,618,729)

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 有価証券明細表注記

- 1.通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 27銘柄	100.0%	61.0%
ユーロ	株式 4銘柄	100.0%	8.7%
スイスフラン	株式 1銘柄	100.0%	6.4%
デンマーククローネ	株式 2銘柄	100.0%	8.3%
オーストラリアドル	株式 1銘柄	100.0%	0.7%
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	100.0%	7.2%
香港ドル	株式 1銘柄	100.0%	4.2%
マレーシアリングット	株式 2銘柄	100.0%	1.2%
韓国ウォン	株式 4銘柄	100.0%	2.3%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

### e ビジネスインデックスマザーファンド

#### 貸借対照表

		2023年 4月26日現在
項目		金額(円)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金		16,889,416
コール・ローン		1,010,322
株式		243,156,940
派生商品評価勘定		1,159,417
未収配当金		155,674
差入委託証拠金		5,257,451
流動資産合計		267,629,220
<b>資産合計</b>		<b>267,629,220</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
前受金		1,159,417
未払解約金		158
未払利息		1
流動負債合計		1,159,576
<b>負債合計</b>		<b>1,159,576</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本		247,833,224
剰余金		
剰余金又は欠損金( )		18,636,420
元本等合計		266,469,644
<b>純資産合計</b>		<b>266,469,644</b>
<b>負債純資産合計</b>		<b>267,629,220</b>

#### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		2023年 4月26日現在
<b>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</b>	株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
<b>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</b>	(1)先物取引	株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。

	2023年 4月26日現在
	<p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。</p>
3 . 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
4 . 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金</p> <p>株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>(3)為替予約取引による為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	2023年 4月26日現在
1 . 計算期間の末日における受益権の総数	247,833,224口
2 . 計算期間の末日における1単位当たりの純資産額	1.0752円 (1万口当たり純資産額) (10,752円)

(金融商品に関する注記)

1 . 金融商品の状況に関する事項

	2023年 4月26日現在
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

	2023年 4月26日現在
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p>
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。</p>

## 2 . 金融商品の時価等に関する事項

	2023年 4月26日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及びその差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2 . 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券            売買目的有価証券            「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引            「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務            短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2023年 4月26日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年 4月27日
期首元本額	238,915,111円
期中追加設定元本額	18,062,026円
期中一部解約元本額	9,143,913円
期末元本額	247,833,224円
期末元本額の内訳	
SMT MIRAI index eビジネス	238,808,895円
SMT MIRAI index 総合	9,024,329円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年 4月26日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	30,982,217
合計	30,982,217

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「eビジネスインデックススマザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

株式関連

(2023年 4月26日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超	-		
市場取引	株価指数先物取引 買建	19,407,516		-	20,566,933	1,159,417

合計	19,407,516	-	20,566,933	1,159,417
----	------------	---	------------	-----------

## (注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	メルカリ	1,000	2,270.00	2,270,000	
	アスクル	300	1,778.00	533,400	
	Z O Z O	1,100	2,940.00	3,234,000	
	エス・エム・エス	700	3,115.00	2,180,500	
	カカクコム	1,100	1,812.00	1,993,200	
	サイバーエージェント	3,500	1,178.00	4,123,000	
円 小計		7,700		14,334,100	
アメリカドル	UPWORK INC	892	9.42	8,402.64	
	AIRBNB INC-CLASS A	857	112.50	96,416.78	
	DOORDASH INC - A	1,490	56.82	84,661.80	
	ALPHABET INC-CL A	971	103.85	100,838.35	
	CARGURUS INC	673	16.30	10,969.90	
	CARS.COM INC	544	18.93	10,297.92	
	CRITEO SA-SPON ADR	465	30.51	14,187.15	
	MATCH GROUP INC	1,807	33.17	59,938.19	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	1,105	138.20	152,711.00	
	TRIPADVISOR INC	816	17.48	14,263.68	
	YELP INC	643	28.54	18,351.22	
	ZIPRECRUITER INC-A	299	16.84	5,035.16	
	AMAZON.COM	920	102.57	94,364.40	
	BUCKLE INC/THE	253	33.27	8,417.31	
	CHEWY INC - CLASS A	888	31.25	27,750.00	
	CONTEXTLOGIC INC - A	137	7.60	1,041.88	
	COUPANG INC	4,749	15.69	74,511.81	
	EBAY	1,927	44.01	84,807.27	
	ETSY INC	782	98.37	76,925.34	
	MYT NETHERLANDS PARENT BV	716	4.89	3,501.24	

OVERSTOCK.COM INC	333	18.15	6,043.95	
PDD HOLDINGS INC-ADR	1,395	64.58	90,089.10	
PETMED EXPRESS INC	169	15.16	2,562.04	
REVOLVE GROUP INC	278	20.70	5,754.60	
VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	5,405	14.01	75,724.05	
WAYFAIR INC- CLASS A	709	35.81	25,389.29	
WILLIAMS-SONOMA INC	622	117.48	73,072.56	
DADA NEXUS LTD-ADR	1,850	5.71	10,563.50	
BLOCK INC	1,310	61.00	79,910.00	
DLOCAL LTD	666	13.51	8,997.66	
BIGCOMMERCE HOLDINGS-SER 1	419	7.74	3,243.06	
アメリカドル 小計	34,090		1,328,742.85	
			(177,785,793)	
ユーロ	ZALANDO SE	2,189	35.83	78,431.87
	SHOP APOTHEKE EUROPE NV	109	88.84	9,683.56
ユーロ 小計	2,298		88,115.43	
			(12,932,701)	
イギリスポンド	AUTO TRADER GROUP PLC	8,693	6.32	54,957.14
	ASOS PLC	573	7.31	4,193.21
	BOOHOO GROUP PLC	8,787	0.50	4,446.22
	NEXT PLC	1,034	67.76	70,063.84
イギリスポンド 小計	19,087		133,660.41	
			(22,184,954)	
香港ドル	KUAISHOU TECHNOLOGY	15,200	48.10	731,120.00
香港ドル 小計	15,200		731,120.00	
			(12,458,284)	
韓国ウォン	AFREECATV CO LTD	66	72,800.00	4,804,800.00
韓国ウォン 小計	66		4,804,800.00	
			(480,480)	
新台湾ドル	MOMO.COM INC	546	804.00	438,984.00
新台湾ドル 小計	546		438,984.00	
			(1,910,853)	
インドルピー	FSN E-COMMERCE VENTURES LTD	5,580	116.90	652,302.00
インドルピー 小計	5,580		652,302.00	
			(1,069,775)	
合 計	84,567		243,156,940	
			(228,822,840)	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

#### 有価証券明細表注記

- 1.通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 31銘柄	100.0%	77.7%
ユーロ	株式 2銘柄	100.0%	5.7%
イギリスポンド	株式 4銘柄	100.0%	9.7%
香港ドル	株式 1銘柄	100.0%	5.4%
韓国ウォン	株式 1銘柄	100.0%	0.2%
新台湾ドル	株式 1銘柄	100.0%	0.8%
インドルピー	株式 1銘柄	100.0%	0.5%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

#### エコインデックスマザーファンド

##### 貸借対照表

	2023年 4月26日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	61,849,599
コーレ・ローン	3,080,542
株式	746,164,317
派生商品評価勘定	1,755,623
未収配当金	1,021,138
差入委託証拠金	14,025,738
流動資産合計	827,896,957
資産合計	827,896,957
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	489,778
前受金	1,273,942
未払利息	3
流動負債合計	1,763,723
負債合計	1,763,723

項目	2023年 4月26日現在
純資産の部	
元本等	
元本	373,724,294
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	452,408,940
元本等合計	826,133,234
純資産合計	826,133,234
負債純資産合計	827,896,957

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2023年 4月26日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。  (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。  当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  (2)派生商品取引等損益

	2023年 4月26日現在
	<p>約定日基準で計上しております。</p> <p>(3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	2023年 4月26日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	373,724,294口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産額 の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) (22,105円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	2023年 4月26日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	2023年 4月26日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。
-------------

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。
-------------

## (その他の注記)

元本の移動

区分	2023年 4月26日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年 4月27日
期首元本額	291,462,822円
期中追加設定元本額	104,010,653円
期中一部解約元本額	21,749,181円
期末元本額	373,724,294円

区分	2023年 4月26日現在
期末元本額の内訳	
SMT MIRAI Index エコ	369,378,815円
SMT MIRAI Index 総合	4,345,479円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年 4月26日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	11,001,161
合計	11,001,161

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「エコインデックススマザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

株式関連

(2023年 4月26日現在)

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超	-	
市場取引	株価指数先物取引 買建	72,662,432	-	73,936,374	1,273,942
	合計	72,662,432	-	73,936,374	1,273,942

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

(2023年 4月26日現在)

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超	-	
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	2,081,691 2,081,691	- -	2,073,594 2,073,594	8,097 8,097
	合計	2,081,691	-	2,073,594	8,097

## (注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	ウエストホールディングス	900	3,105.00	2,794,500	
	大氣社	800	3,590.00	2,872,000	
	アサヒホールディングス	3,300	2,023.00	6,675,900	
	栗田工業	4,400	5,760.00	25,344,000	
	ダイセキ	1,600	3,730.00	5,968,000	
円 小計		11,000		43,654,400	
アメリカドル	GREEN PLAINS INC	2,552	32.65	83,322.80	
	ECOLAB INC	1,803	164.30	296,232.90	
	SCHNITZER STEEL IND INC-A	950	29.49	28,015.50	
	BLOOM ENERGY CORP- A	7,247	17.02	123,343.94	
	CSW INDUSTRIALS INC	680	137.14	93,255.20	
	ENERGY RECOVERY INC	2,284	22.81	52,098.04	
	EVOQUA WATER TECHNOLOGIES CO	5,318	49.12	261,220.16	
	GRACO INC	4,064	70.09	284,845.76	
	IDEX CORP	1,227	215.37	264,258.99	
	PARKER HANNIFIN CORP	915	317.11	290,155.65	
	SHOALS TECHNOLOGIES GROUP -A	4,715	21.58	101,749.70	
	SPX TECHNOLOGIES INC	2,060	65.16	134,229.60	
	THERMON GROUP HOLDINGS INC	1,498	21.58	32,326.84	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	1,604	178.84	286,859.36	
	ABM INDUSTRIES INC	2,988	41.51	124,031.88	
	CLEAN HARBORS INC	2,237	142.22	318,146.14	
	HARSCO CORP	2,900	6.72	19,488.00	
	MONTROSE ENVIRONMENTAL GROUP	1,093	29.21	31,926.53	
	TESLA INC	1,441	160.67	231,525.47	
	BADGER METER INC	1,305	132.76	173,251.80	
	ITRON INC	2,008	51.18	102,769.44	
	AMERICAN STATES WATER CO	1,642	91.47	150,193.74	

	CIA SANEAMENTO BASICO DE-ADR	26,615	9.68	257,633.20	
	CANADIAN SOLAR INC	2,077	39.11	81,231.47	
	ENPHASE ENERGY INC	967	220.60	213,320.20	
	アメリカドル 小計	82,190		4,035,432.31 (539,940,843)	
ユーロ	VERBIO VEREINIGTE BIOENERGI	730	36.68	26,776.40	
	DERICHEBOURG	3,400	5.42	18,428.00	
	SMA SOLAR TECHNOLOGY AG	470	107.20	50,384.00	
	ユーロ 小計	4,600		95,588.40 (14,029,509)	
イギリスポンド	RENEWI PLC	2,800	5.83	16,324.00	
	DRAX GROUP PLC	18,200	6.19	112,694.40	
	イギリスポンド 小計	21,000		129,018.40 (21,414,474)	
イスラエル	LANDIS+GYR GROUP AG	1,220	72.70	88,694.00	
	イスラエル 小計	1,220		88,694.00 (13,299,665)	
スウェーデンクローナ	ALFA LAVAL AB	9,723	382.30	3,717,102.90	
	MUNTERS GROUP AB	7,438	94.00	699,172.00	
	スウェーデンクローナ 小計	17,161		4,416,274.90 (57,323,248)	
オーストラリアドル	SIMS METAL MANAGEMENT LIMITED	6,535	16.07	105,017.45	
	オーストラリアドル 小計	6,535		105,017.45 (9,316,097)	
香港ドル	CHINA CONCH ENVIRONMENT PROT	56,000	2.40	134,400.00	
	FLAT GLASS GROUP CO LTD-H	19,000	20.75	394,250.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	202,000	7.98	1,611,960.00	
	香港ドル 小計	277,000		2,140,610.00 (36,475,994)	
シンガポールドル	FIRST RESOURCES LTD	14,000	1.50	21,000.00	
	シンガポールドル 小計	14,000		21,000.00 (2,100,210)	
韓国ウォン	CHUNBO CO LTD	160	195,000.00	31,200,000.00	
	韓国ウォン 小計	160		31,200,000.00 (3,120,000)	
新台湾ドル	CLEANAWAY CO LTD	3,000	187.00	561,000.00	
	EVERLIGHT ELECTRONICS CO LTD	18,000	38.90	700,200.00	
	新台湾ドル 小計	21,000		1,261,200.00 (5,489,877)	
	合 計	455,866		746,164,317 (702,509,917)	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

### 有価証券明細表注記

1. 通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 25銘柄	100.0%	76.9%
ユーロ	株式 3銘柄	100.0%	2.0%
イギリスポンド	株式 2銘柄	100.0%	3.0%
イスイスフラン	株式 1銘柄	100.0%	1.9%
スウェーデンクローナ	株式 2銘柄	100.0%	8.2%
オーストラリアドル	株式 1銘柄	100.0%	1.3%
香港ドル	株式 3銘柄	100.0%	5.2%
シンガポールドル	株式 1銘柄	100.0%	0.3%
韓国ウォン	株式 1銘柄	100.0%	0.4%
新台湾ドル	株式 2銘柄	100.0%	0.8%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

## 宇宙インデックスマザーファンド

### 貸借対照表

2023年 4月26日現在	
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	23,505,410
コール・ローン	2,111,496
株式	560,459,502
派生商品評価勘定	482,851

項目	2023年 4月26日現在
	金額(円)
未収配当金	929,444
差入委託証拠金	9,431,563
流動資産合計	596,920,266
資産合計	596,920,266
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	394,543
前受金	88,308
未払解約金	528,559
未払利息	2
流動負債合計	1,011,412
負債合計	1,011,412
純資産の部	
元本等	
元本	403,993,847
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	191,915,007
元本等合計	595,908,854
純資産合計	595,908,854
負債純資産合計	596,920,266

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2023年 4月26日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。  (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。  当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。

	2023年 4月26日現在
3 . 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
4 . 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金</p> <p>株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>(3)為替予約取引による為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

( 貸借対照表に関する注記 )

	2023年 4月26日現在
1 . 計算期間の末日における受益権の総数	403,993,847口
2 . 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.4750円 (1万口当たり純資産額) (14,750円)

( 金融商品に関する注記 )

1 . 金融商品の状況に関する事項

	2023年 4月26日現在
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

	2023年 4月26日現在
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。</p>

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	2023年 4月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

元本の移動

区分	2023年 4月26日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年 4月27日
期首元本額	390,083,478円
期中追加設定元本額	121,018,330円
期中一部解約元本額	107,107,961円
期末元本額	403,993,847円
期末元本額の内訳	
SMT MIRAI index 宇宙	397,365,055円
SMT MIRAI index 総合	6,628,792円

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年 4月26日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	14,307,780
合計	14,307,780

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「宇宙インデックスマザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

株式関連

(2023年 4月26日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超		時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	32,772,303	-	32,860,611	32,860,611	88,308
	合計	32,772,303	-	32,860,611	32,860,611	88,308

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	スカパーＪＳＡＴホールディングス	2,100	531.00	1,115,100	
	円 小計	2,100		1,115,100	
アメリカドル	CONSTELLIUM SE	1,853	13.60	25,200.80	
	AEROJET ROCKETDYNE HOLDINGS	1,328	56.43	74,939.04	
	AEROVIRONMENT INC	352	100.97	35,541.44	
	ALBANY INTL CORP-CL A	561	89.53	50,226.33	
	ASTRONICS CORP	87	15.04	1,308.48	
	BARNES GROUP INC	721	38.38	27,671.98	
	BWX TECHNOLOGIES INC	1,523	63.33	96,451.59	
	CURTISS-WRIGHT CORP	633	172.51	109,198.83	
	DUCOMMUN INC	167	50.69	8,465.23	
	GENERAL DYNAMICS CORP	823	222.74	183,315.02	
	HEICO CORP	610	168.09	102,534.90	
	HONEYWELL INTL INC	941	195.96	184,398.36	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	686	206.38	141,576.68	
	KAMAN CORP	413	21.52	8,887.76	
	KRATOS DEFENSE & SECURITY	1,838	12.81	23,544.78	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	890	199.32	177,394.80	
	LEONARDO DRS INC	1,020	14.95	15,249.00	
	LOCKHEED MARTIN CORP	431	475.58	204,974.98	
	MERCURY SYSTEMS INC	998	47.28	47,185.44	
	MOOG INC-CLASS A	527	95.44	50,296.88	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	406	465.47	188,980.82	
	TEXTRON	2,823	67.20	189,705.60	
	TRANSDIGM GROUP INC	320	754.00	241,280.00	
	TRIUMPH GROUP INC	957	10.81	10,345.17	
	V2X INC	157	41.50	6,515.50	
	WOODWARD INC	993	92.80	92,150.40	

JACOBS SOLUTIONS INC	1,592	113.73	181,058.16	
KBR INC	2,388	56.77	135,566.76	
LEIDOS HOLDINGS	1,936	91.41	176,969.76	
GARMIN LTD	2,134	96.08	205,034.72	
BEL FUSE INC-CL B	150	31.30	4,695.00	
COMTECH TELECOMMUNICATIONS	567	10.36	5,874.12	
VIASAT INC	1,308	33.30	43,556.40	
ECHOSTAR CORP-A	522	16.93	8,840.07	
GOGO INC	732	13.38	9,794.16	
アメリカドル 小計	33,387		3,068,728.96	
			(410,595,934)	
ユーロ	RHEINMETALL AG	762	277.10	211,150.20
	THALES SA	1,726	140.50	242,503.00
	ALTEL SA	499	145.70	72,704.30
ユーロ 小計	2,987		526,357.50	
			(77,253,490)	
イギリスポンド	BAE SYSTEMS PLC	23,598	10.32	243,531.36
	QINETIQ GROUP PLC	8,586	3.77	32,369.22
イギリスポンド 小計	32,184		275,900.58	
			(45,793,978)	
トルコリラ	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	8,500	49.90	424,150.00
トルコリラ 小計	8,500		424,150.00	
			(2,921,036)	
オーストラリアドル	AUSTAL LTD	4,405	1.68	7,400.40
オーストラリアドル 小計	4,405		7,400.40	
			(656,489)	
シンガポールドル	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING	26,400	3.60	95,040.00
シンガポールドル 小計	26,400		95,040.00	
			(9,504,950)	
韓国ウォン	HANWHA SYSTEMS CO LTD	907	14,920.00	13,532,440.00
	VICTEK CO LTD	318	5,580.00	1,774,440.00
	INTELLIAN TECHNOLOGIES INC	113	70,800.00	8,000,400.00
韓国ウォン 小計	1,338		23,307,280.00	
			(2,330,728)	
インドルピー	ROUTE MOBILE LTD	380	1,250.45	475,171.00
インドルピー 小計	380		475,171.00	
			(779,280)	
イスラエルシェケル	ELBIT SYSTEMS LTD	398	651.10	259,137.80
イスラエルシェケル 小計	398		259,137.80	
			(9,508,517)	
		112,079		560,459,502

合計

(559,344,402)

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

### 有価証券明細表注記

1. 通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 35銘柄	100.0%	73.4%
ユーロ	株式 3銘柄	100.0%	13.8%
イギリスポンド	株式 2銘柄	100.0%	8.2%
トルコリラ	株式 1銘柄	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	株式 1銘柄	100.0%	0.1%
シンガポールドル	株式 1銘柄	100.0%	1.7%
韓国ウォン	株式 3銘柄	100.0%	0.4%
インドルピー	株式 1銘柄	100.0%	0.1%
イスラエルシェケル	株式 1銘柄	100.0%	1.7%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

## 2 【ファンドの現況】

### 【SMT MIRAI index 総合】

#### 【純資産額計算書】

( 2023年 5月31日現在 )

資産総額	57,772,526円
負債総額	43,262円
純資産総額（ - ）	57,729,264円
発行済口数	51,277,256口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1258円
(1万口当たり純資産額)	(11,258円)

(参考)

#### ロボインデックスマザーファンド

#### 純資産額計算書

( 2023年 5月31日現在 )

資産総額	1,146,762,685円
負債総額	2,491,093円
純資産総額（ - ）	1,144,271,592円
発行済口数	434,534,737口
1口当たり純資産額（ / ）	2.6333円
(1万口当たり純資産額)	(26,333円)

#### バイオ・メディカルインデックスマザーファンド

#### 純資産額計算書

( 2023年 5月31日現在 )

資産総額	482,251,140円
負債総額	2,644,773円
純資産総額（ - ）	479,606,367円
発行済口数	305,155,065口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5717円
(1万口当たり純資産額)	(15,717円)

## e ビジネスインデックスマザーファンド

### 純資産額計算書

( 2023年 5月31日現在 )

資産総額	289,091,852円
負債総額	3,878,356円
純資産総額( - )	285,213,496円
発行済口数	248,685,218口
1口当たり純資産額( / )	1.1469円
(1万口当たり純資産額)	(11,469円)

## エコインデックスマザーファンド

### 純資産額計算書

( 2023年 5月31日現在 )

資産総額	923,721,952円
負債総額	40,422,799円
純資産総額( - )	883,299,153円
発行済口数	375,047,935口
1口当たり純資産額( / )	2.3552円
(1万口当たり純資産額)	(23,552円)

## 宇宙インデックスマザーファンド

### 純資産額計算書

( 2023年 5月31日現在 )

資産総額	613,781,232円
負債総額	1,125,688円
純資産総額( - )	612,655,544円
発行済口数	407,102,752口
1口当たり純資産額( / )	1.5049円
(1万口当たり純資産額)	(15,049円)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 貸渡制限

該当事項はありません。

(4) 振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1)資本金の額(2023年5月31日現在)

資本金の額 : 20億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：2018年10月1日に資本金を20億円に增资しています。

###### (2)委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

###### [PLAN(計画)]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部に

おいて、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定します。

#### [ DO ( 実行 ) ]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

#### [ CHECK ( 検証・評価 ) ]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は2023年 7月26日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2023年5月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	528	14,241,584
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	67	206,030
単位型公社債投資信託	52	172,167
合計	647	14,619,781

## 3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

	前事業年度 (2022年3月31日)	(単位：百万円)	
		当事業年度 (2023年3月31日)	
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び預金	21,675	23,067	
金銭の信託	14,913	14,693	
前払費用	166	198	
未収委託者報酬	9,067	9,147	
未収運用受託報酬	6,252	5,815	
未収収益	179	176	
短期差入証拠金	2,528	3,541	
その他	2,363	1,566	
<b>流動資産合計</b>	<b>57,146</b>	<b>58,207</b>	
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物	1	289	1
器具備品	1	687	1
<b>有形固定資産合計</b>	<b>976</b>	<b>816</b>	
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア	6,292	7,203	
その他	31	40	
<b>無形固定資産合計</b>	<b>6,324</b>	<b>7,244</b>	
<b>投資その他の資産</b>			
投資有価証券	6,607	4,063	
関係会社株式	5,636	5,636	
繰延税金資産	907	1,181	
その他	31	31	
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>13,182</b>	<b>10,911</b>	
<b>固定資産合計</b>	<b>20,482</b>	<b>18,972</b>	
<b>資産合計</b>	<b>77,629</b>	<b>77,179</b>	

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
--	-----------------------	-----------------------

負債の部

<b>流動負債</b>		
預り金	47	49
未払金	8,285	7,174
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,561	4,586
その他未払金	3,723	2,588
未払費用	1,049	1,089
未払法人税等	504	726
賞与引当金	578	613
その他	1,958	303
<b>流動負債合計</b>	<b>12,423</b>	<b>9,958</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	820	904
資産除去債務	153	153
その他	12	27
<b>固定負債合計</b>	<b>986</b>	<b>1,086</b>
<b>負債合計</b>	<b>13,410</b>	<b>11,044</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>その他資本剰余金</b>	<b>17,239</b>	<b>17,239</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>17,239</b>	<b>17,239</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>	<b>500</b>	<b>500</b>
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>	<b>2,100</b>	<b>2,100</b>
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>41,948</b>	<b>44,755</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>44,548</b>	<b>47,355</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>63,788</b>	<b>66,595</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>941</b>	<b>49</b>
<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>509</b>	<b>510</b>
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>431</b>	<b>460</b>
<b>純資産合計</b>	<b>64,219</b>	<b>66,134</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>77,629</b>	<b>77,179</b>

( 2 ) 【損益計算書】

( 単位 : 百万円 )

前事業年度

当事業年度

(自 2021年4月1日

(自 2022年4月1日

至 2022年3月31日)

至 2023年3月31日)

**営業収益**

委託者報酬	41,730	40,724
運用受託報酬	11,883	10,918
その他営業収益	390	351
<b>営業収益合計</b>	<b>54,004</b>	<b>51,993</b>

**営業費用**

支払手数料	20,567	20,123
広告宣伝費	286	307
公告費	-	2
調査費	5,567	5,309
調査費	1,062	1,104
委託調査費	4,487	4,191
図書費	17	13
営業雑経費	5,201	5,842
通信費	68	77
印刷費	454	419
協会費	55	58
諸会費	35	38
情報機器関連費	4,473	5,153
その他営業雑経費	112	94
<b>営業費用合計</b>	<b>31,622</b>	<b>31,585</b>

**一般管理費**

給料	6,295	6,451
役員報酬	249	318
給料・手当	5,072	5,144
賞与	972	987
退職給付費用	254	252
福利費	632	671
交際費	3	7
旅費交通費	20	122
租税公課	327	289
不動産賃借料	323	327
寄付金	5	-
減価償却費	989	1,698
業務委託費	1,081	1,277
諸経費	1,301	1,454
<b>一般管理費合計</b>	<b>11,234</b>	<b>12,553</b>
<b>営業利益</b>	<b>11,147</b>	<b>7,854</b>

(単位：百万円)

**前事業年度**

(自 2021年4月1日

至 2022年3月31日)

**当事業年度**

(自 2022年4月1日

至 2023年3月31日)

**営業外収益**

受取利息	2	57
収益分配金	16	4
投資有価証券売却益	0	738
投資有価証券償還益	219	121
デリバティブ利益	-	565
その他	8	11
営業外収益合計	247	1,499
営業外費用		
金銭の信託運用損	332	158
投資有価証券売却損	0	16
為替差損	291	1,227
デリバティブ費用	1,191	-
その他	33	32
営業外費用合計	1,848	1,435
経常利益	9,545	7,918
特別損失		
退職給付費用	120	-
特別損失合計	120	-
税引前当期純利益	9,425	7,918
法人税、住民税及び事業税	3,403	2,350
法人税等調整額	465	119
法人税等合計	2,937	2,470
当期純利益	6,487	5,448

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剩余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金		
当期首残高	500	2,100	38,258	40,858	60,098
当期変動額					
剩余金の配当			2,797	2,797	2,797

当期純利益			6,487	6,487	6,487
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	3,689	3,689	3,689
当期末残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	791	65	726	60,824
当期変動額				
剰余金の配当				2,797
当期純利益				6,487
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	149	444	295	295
当期変動額合計	149	444	295	3,394
当期末残高	941	509	431	64,219

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				資本剰余金合計	
	資本金	資本剰余金				
		その他資本剰余金				
当期首残高	2,000	17,239			17,239	
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-			-	
当期末残高	2,000	17,239			17,239	

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		別途積立金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788
当期変動額					
剰余金の配当			2,641	2,641	2,641
当期純利益			5,448	5,448	5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,807	2,807	2,807
当期末残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				2,641

当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	891	0	891	891
当期変動額合計	891	0	891	1,915
当期末残高	49	510	460	66,134

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法によってあります。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によってあります。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によってあります。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によってあります。

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によってあります。

#### 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によってあります。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によってあります。

##### (2) 無形固定資産

定額法によってあります。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

#### 6. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によってあります。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

#### 7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

## (2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

## (3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

## (4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

## 8. ヘッジ会計の会計処理

## (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

## (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

## (3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

## (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

## 9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## (会計方針の変更)

## 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。これによる財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載していません。

## (表示方法の変更)

## (貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期差入証拠金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた4,891百万円は、「短期差入証拠金」2,528百万円、「その他」2,363百万円として組み替えております。

## (貸借対照表関係)

## 1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)			
	建物	146 百万円	184 百万円	器具備品	535 "	681 "
計		681 "	866 "			

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,797	932,488	2021年3月31日	2021年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,641	利益剰余金	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

（リ - 取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行なっており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針 8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16 項を適用した組合出資

金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（1）\*2、\*3及び（注2）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### （1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）（*1、*2）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（*3）	-	196	-	196
資産計	-	196	-	196
デリバティブ取引（*4）				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,333)	(80)	-	(1,413)
ヘッジ会計が適用されているもの	-	(71)	-	(71)
デリバティブ取引計	(1,333)	(151)	-	(1,485)

（\*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（\*2）投資有価証券のうち、投資信託（貸借対照表計上額6,474百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額133百万円）は上記に含めておりません。

（\*3）金銭の信託の信託財産のうち、投資信託（貸借対照表計上額13,876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額840百万円）は上記に含めておりません。これらも含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,913百万円であります。

（\*4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（*2）	1,029	12,703	-	13,733
投資有価証券（*3）				
その他有価証券	-	3,844	-	3,844
資産計	1,029	16,547	-	17,577
デリバティブ取引（*4）				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(10)	(48)	-	(58)
ヘッジ会計が適用されているもの	-	(88)	-	(88)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	-	(147)

（\*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（\*2）金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額は960百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,693百万円であります。

（\*3）投資有価証券のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額218百万円）は上記に含めておりません。

( \*4 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## ( 2 ) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

#### 投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

### (注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

( 単位:百万円 )

区分	前事業年度 ( 2022年3月31日 )	当事業年度 ( 2023年3月31日 )
投資有価証券	0	0
関係会社株式	5,636	5,636

### ( 注3 ) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

( 単位:百万円 )

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	21,675	-	-	-
未収委託者報酬	9,067	-	-	-
未収運用受託報酬	6,252	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	108	1,712	0

当事業年度（2023年3月31日）

( 単位:百万円 )

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,067	-	-	-
未収委託者報酬	9,147	-	-	-
未収運用受託報酬	5,815	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	594	2,144	38

( 有価証券関係 )

### 1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	5,636	5,636

### 2. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	4,888	3,403	1,485
小計	4,888	3,403	1,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,585	1,711	126
小計	1,585	1,711	126
合計	6,474	5,115	1,358

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	292
小計	2,857	3,150	292
合計	3,844	3,772	71

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非上場株式	0	0
組合出資金等	133	218

### 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	7	0	0

(単位:百万円)

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

(デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,498	-	54
	英ポンド	277	-	1
	カナダドル	111	-	1
	イスフラン	139	-	2
	香港ドル	190	-	1
	ユーロ	676	-	18
	買建 ユーロ	21	-	0
	合計	6,915	-	80

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2023年3月31日）

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,923	-	21
	英ポンド	256	-	6
	カナダドル	109	-	1
	イスフラン	163	-	2
	香港ドル	202	-	0
	ユーロ	651	-	19
	買建 米ドル	152	-	3
	合計	7,458	-	48

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

## (2) 株式関連

前事業年度（2022年3月31日）

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,197	-	1,333
	合計	17,197	-	1,333

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	-	9	9
	債券先物取引 売建	182	-	0	0
	合計	12,378	-	10	10

(注)上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式	4,422 3,297 79 119 125 13	- - - - - -	43 21 1 1 3 0
	米ドル				
	英ポンド				
	イスラエル・ペソ				
	香港ドル				
	ユーロ				
合計			8,057	-	71

当事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式	1,729 3,228 20 83 21	- - - - -	6 81 0 0 0
	米ドル				
	英ポンド				
	イスラエル・ペソ				
	香港ドル				
	ユーロ				
合計			5,082	-	88

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(単位：百万円)
			退職給付債務の期首残高
			626
			820

勤務費用	124	133
利息費用	2	3
数理計算上の差異の発生額	-	6
退職給付の支払額	81	57
簡便法で計算した退職給付費用	8	6
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	-
その他	18	-
<b>退職給付債務の期末残高</b>	<b>820</b>	<b>911</b>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	820	911
未認識数理計算上の差異	-	6
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904
退職給付引当金	820	904
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	124	133
利息費用	2	3
簡便法で計算した退職給付費用	8	6
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	-
その他	18	-
<b>確定給付制度に係る退職給付費用</b>	<b>274</b>	<b>142</b>

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.4%	0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度100百万円、当事業年度109百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払事業税	112 百万円	58 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	177 "	187 "
退職給付引当金損金算入限度超過額	251 "	277 "
税務上の収益認識差額	74 "	-
税務上の費用認識差額	439	412
繰延ヘッジ損益	224 "	225 "

その他	76	"	75	"
繰延税金資産 合計	1,357	"	1,236	"
繰延税金負債				
有価証券評価差額	415	"	21	"
その他	34	"	32	"
繰延税金負債 合計	450	"	54	"
繰延税金資産の純額	907	"	1,181	"

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

### (資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### (収益認識関係)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

#### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において

存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

#### [関連情報]

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,395百万円
次世代通信関連 世界株式戦略ファンド(*)	6,395百万円

(\*)当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887百万円

[ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

#### 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行株	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	10,090	未収運用受託報酬	5,421
							投信販売代行手数料等	9,701	未払手数料	1,995

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行株	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(工) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度(2022年3月31日)

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

当事業年度(2023年3月31日)

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	21,406,512円22銭	22,044,962円63銭
1株当たり当期純利益金額	2,162,405円20銭	1,816,227円49銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	6,487百万円	5,448百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	6,487百万円	5,448百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

**(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引**

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

**(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要的取引**

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

**(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為**

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5 【その他】

**(1)定款の変更**

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

**(2)訴訟事件その他の重要事項**

2023年 7月26日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

**(1)受託会社**

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 : 342,037百万円（2022年3月末日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

**(2)販売会社**

名称	資本金の額（百万円） (2022年3月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

### (1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

### (2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

## 3 【資本関係】

### (1)受託会社

該当事項はありません。

### (2)販売会社

該当事項はありません。

### (参考)再信託受託会社

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

設立年月日 : 2000年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円（2022年3月末日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## 第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。

- (2)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することができます。

- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することができます。

　ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

　本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

　交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しております。

　ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

　ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。

- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することができます。

- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。  
また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載することができます。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することができます。また、投資対象の投資信託証券等について、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することができます。
- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することができます。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あすさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 三 上 和 彦

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 藤 澤 孝

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による

重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年7月6日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤知弘

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている SMT MIRAI index 総合の2022年4月27日から2023年4月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMT MIRAI index 総合の2023年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。